

第2期 一宮市
子ども・子育て支援事業計画
【素案】

令和2年度～令和6年度
(2020) (2024)

一宮市

～ 目 次 ～

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景.....	3
2 計画策定の趣旨.....	7
3 計画の基本的な事項.....	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	11
1 市の全体的な状況.....	13
2 子どもや保護者の状況.....	15
3 一宮市の子育て家庭の状況.....	24
第3章 計画の目標と体系.....	29
1 計画の基本的な考え方.....	31
2 計画の体系.....	33
第4章 子ども・子育て支援施策.....	35
基本目標1 親と子どもの健康づくり.....	37
基本目標2 安心して楽しい子育ての推進.....	41
基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり.....	51
基本目標4 仕事と子育ての両立支援.....	55
基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実.....	59
第5章 子ども・子育て支援事業.....	73
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進.....	75
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等.....	77
3 放課後対策の総合的推進.....	102
第6章 計画の推進.....	107
1 計画の推進体制.....	109
2 計画の進捗管理.....	109

第 1 章 計画の基本的な考え方

1-3 第2期計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向 ●●●●●●●●●●

『一宮市子ども・子育て支援事業計画』（以下「前回計画」という）の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

① 幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」において実施が提言されました。その後、平成30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

実施するための根拠法となる「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に国会で可決・成立したこととともない、令和元年10月より、以下のように、教育・保育施設の利用料の無償化が開始されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
<p style="text-align: center;">● 幼稚園、保育所、認定こども園等 ●</p>	<p>● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化</p> <p>※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化</p> <p>※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。</p> <p>※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子どもについては無償化の対象。</p> <p>※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）</p> <p>● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化</p>
<p style="text-align: center;">● 幼稚園の預かり保育 ●</p>	<p>● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化</p> <p>※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）</p> <p>※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督</p>
<p style="text-align: center;">● 認可外保育施設等 ●</p>	<p>● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化</p> <p>※認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象</p> <p>※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象</p> <p>※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定</p> <p>● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化</p>

② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 4 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

③ 新・放課後子ども総合プラン等を踏まえた動き

近年の女性就業率の上昇等により、共働き家庭等の児童等の増加が見込まれており、共働き家庭が直面する「小1の壁」や放課後児童クラブの待機児童の解消を目的として、「放課後子ども総合プラン」の次期計画となる平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備をより一層推進することとされました。

具体的な目標として、放課後児童クラブについて、令和 3 年度末までに約 25 万人分を整備して待機児童解消を図り、その後も女性就業率の上昇を踏まえて令和 5 年度末までに約 30 万人分整備することを目標に掲げられました。

また、すべての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施し、小学校内で一体型として 1 万か所以上の実施を目指しています。

④ 児童虐待防止をめぐる法的整備を踏まえた動き

近年、児童虐待をめぐる悲惨な事件が続いたことをうけ、児童虐待防止に向けた抜本的な対策強化を進めるため、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年 6 月に国会で可決され、令和 2 年 4 月から施行されることになりました。

改正法では、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化を目的としています。子どもの権利擁護では、体罰禁止について法定化し、体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行うこととしています。

また、国・自治体・関係機関が一体となって取り組むため、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策がまとめられ、児童相談所の体制強化と、市町村の体制強化を図るための「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。

2 計画策定の趣旨

『第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という）は、近年の社会潮流や一宮市（以下「本市」という）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画での進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するためのものです。

さらに、次世代育成支援や母子保健等、本市の子どもと保護者を対象とした施策の基本的な方向性を定めるために策定します。

3 計画の基本的な事項

3-1 計画の位置づけ

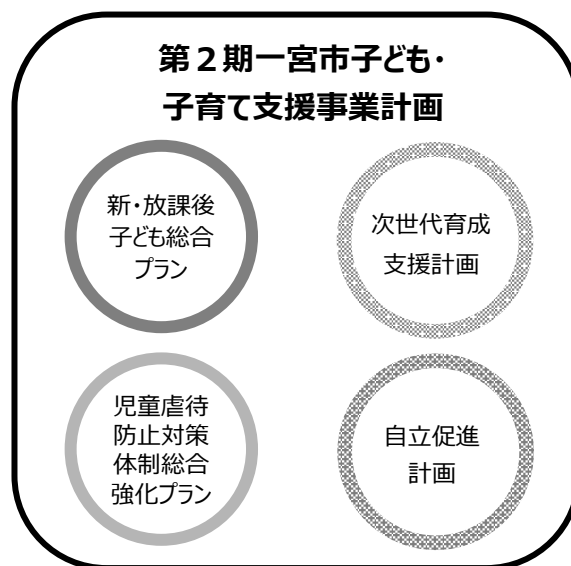
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、次に掲げる計画を包括するものとして策定しています。

- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」

さらに、「新・放課後子ども総合プラン」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、市町村において求められる役割について、本計画の中で定めていきます。

■本計画の構成



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 市の全体的な状況

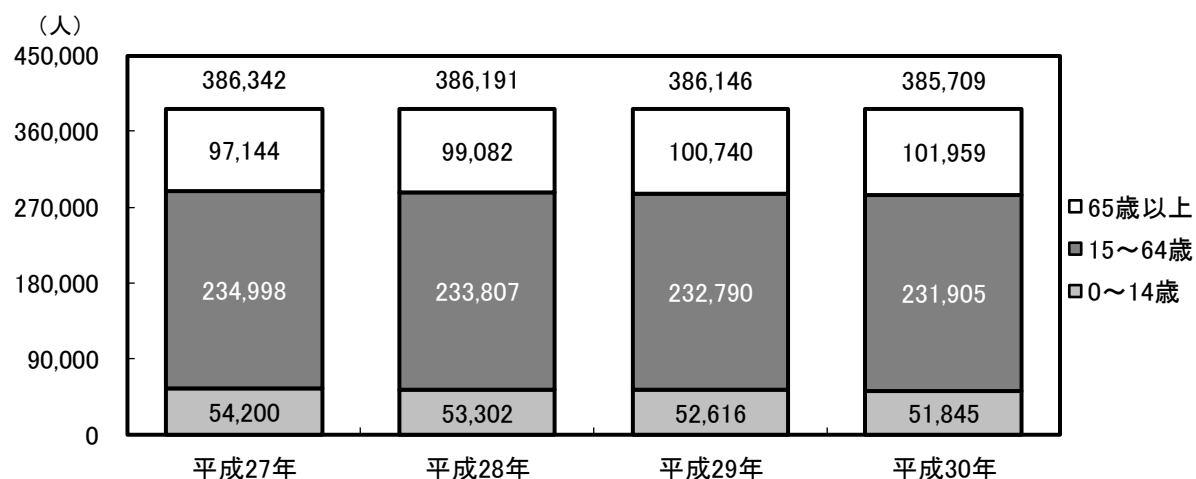
本市の総人口や世帯の状況等、本市全体に関わるデータについて示します。

1-1 市全体の総人口

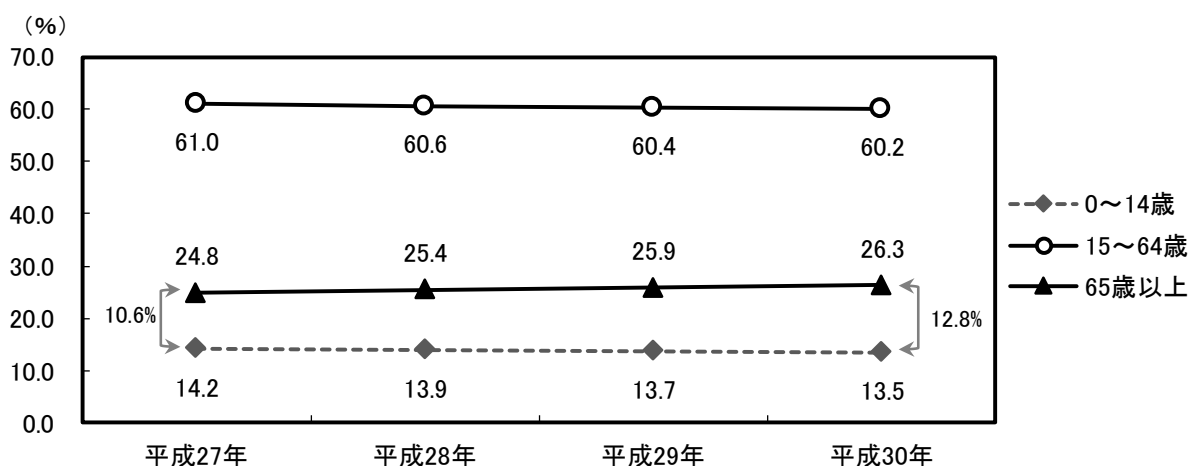
本市の人口は、近年では 38 万人程度で推移しています。年齢3区分別人口でみると、年少（0～14 歳）人口及び生産年齢（15～64 歳）人口では減少、高齢者（65 歳以上）人口では増加しています。

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口比率と、高齢者人口比率の差が平成 27 年には 10.6%だったのに対し、平成 30 年には 12.8%と、その差が広がっており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移



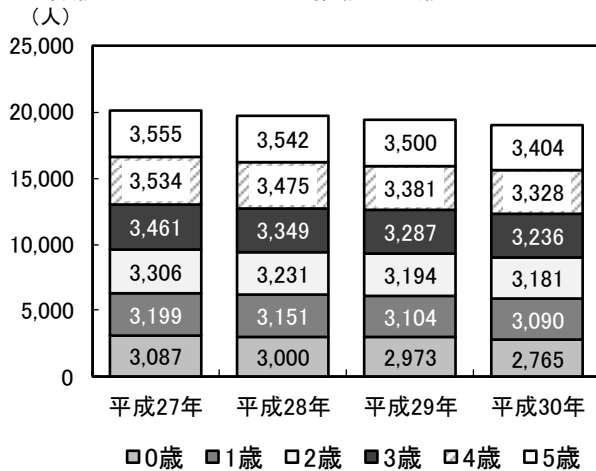
■年齢3区分別人口割合の推移



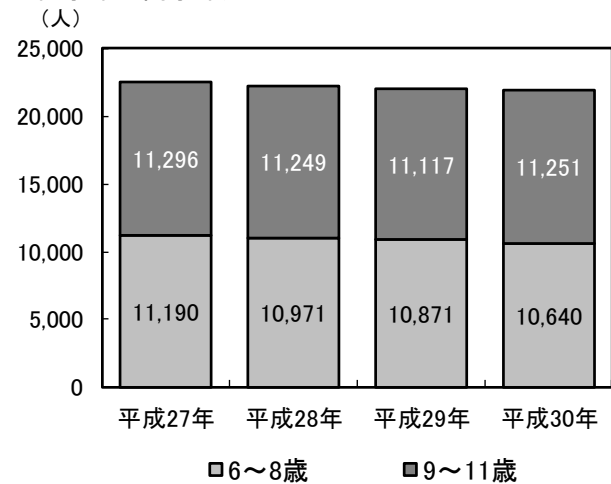
子どもの人口を、年齢区分をより詳細にしてみると、5歳以下の子どもでは、各年齢の人口ともに毎年減り続けていることが分かります。

6歳以上の子どもでみると、6～8歳（低学年）及び9～11歳（高学年）ともに、平成26年から平成30年にかけては減少しているものの、各年での推移をみると若干の増減がみられます。

■各歳別の子ども人口の推移（5歳以下）



■低学年・高学年別の子ども人口

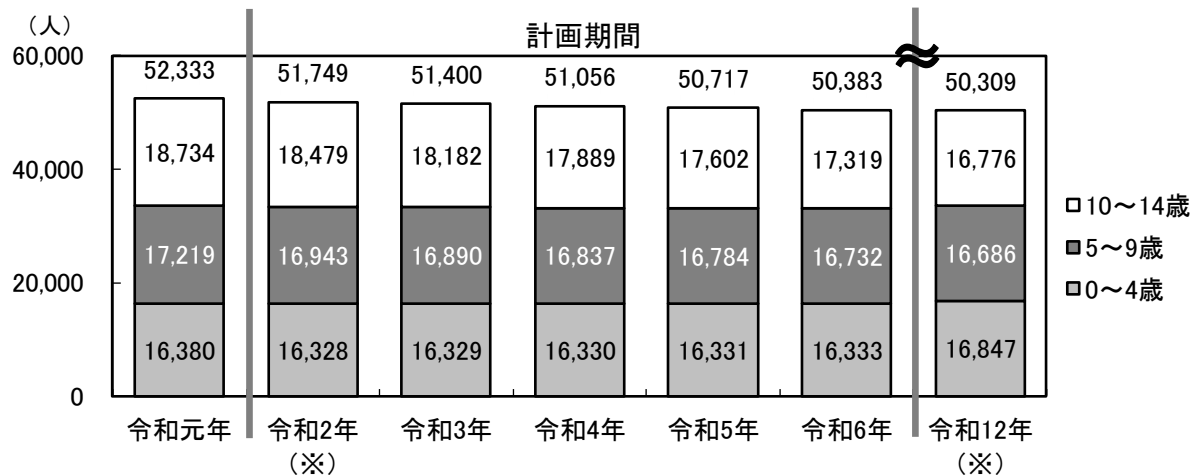


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

③ 年少人口推計

まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンをみてみると、本市の年少人口については、平成30年以降も減少で推移し続けると見込まれます。本計画の終了年である令和6年には50,383人となり、平成30年から令和6年にかけて、2,542人（平成30年の年少人口の4.8%）が減少すると推計されています。

また、令和12年には、本市の年少人口は50,309人と推計されています。

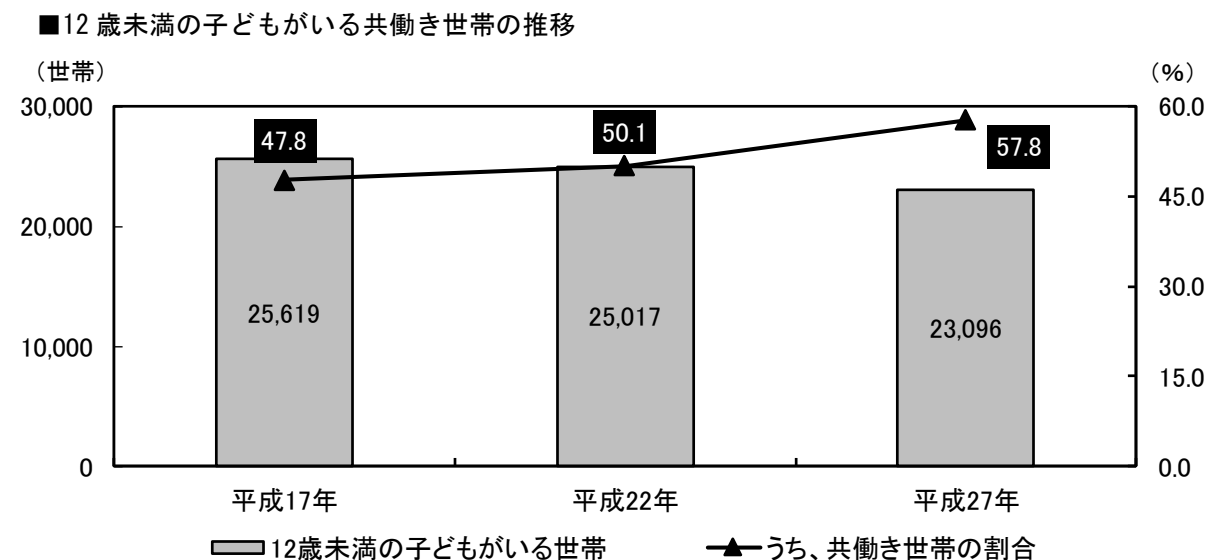
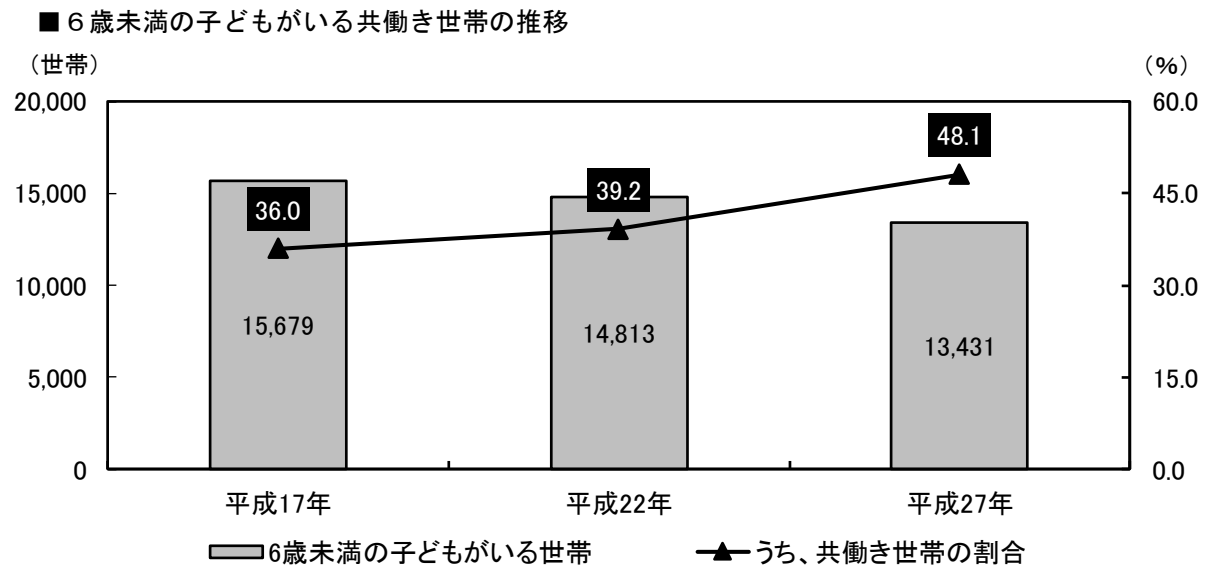


資料：一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン：独自推計①）
 ※令和2年・12年は一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果後の将来推計値
 ※それ以外の数値は平成27年・令和2年・7年・12年の推計値からそれぞれの推計値の間5年間の人口増減が毎年均等に起こると仮定して算出

② 子どもがいる共働き世帯

6歳未満（就学前児童）の子どもがいる世帯をみると、平成17年から減少して推移しており、平成27年には13,431世帯となっています。一方、その中の共働き世帯の割合は一貫して増加しており、平成27年には48.1%と半数近くになっています。

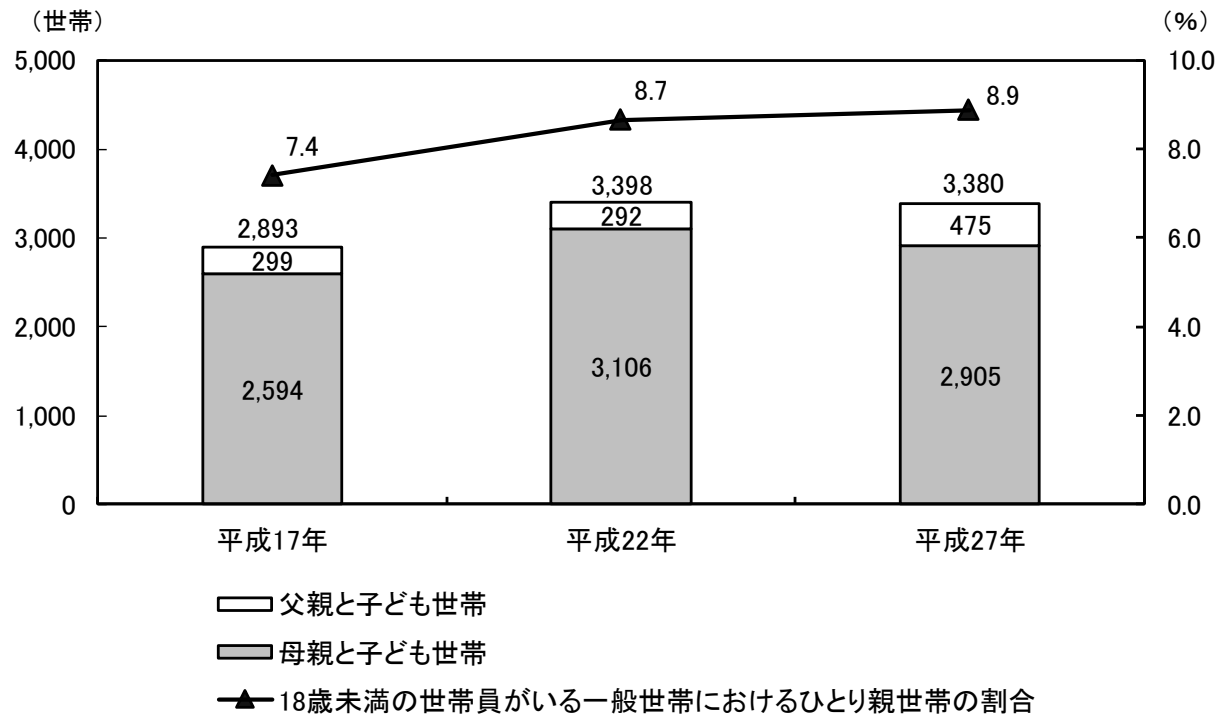
また、12歳未満（小学生児童）の子どもがいる世帯についても、平成17年から減少して推移していますが、共働き世帯の割合は一貫して増加しており、平成27年には57.8%となっています。



③ ひとり親世帯

ひとり親と子ども世帯（18歳未満の世帯員がいる一般世帯）の世帯数をみると、近年は増加～高止まりの傾向にあり、平成27年には、父親と子ども世帯が475世帯、母親と子ども世帯が2,905世帯となっています。

18歳未満の世帯員がいる一般世帯における割合をみると、年々増加傾向にあり、平成27年は8.9%となっています。

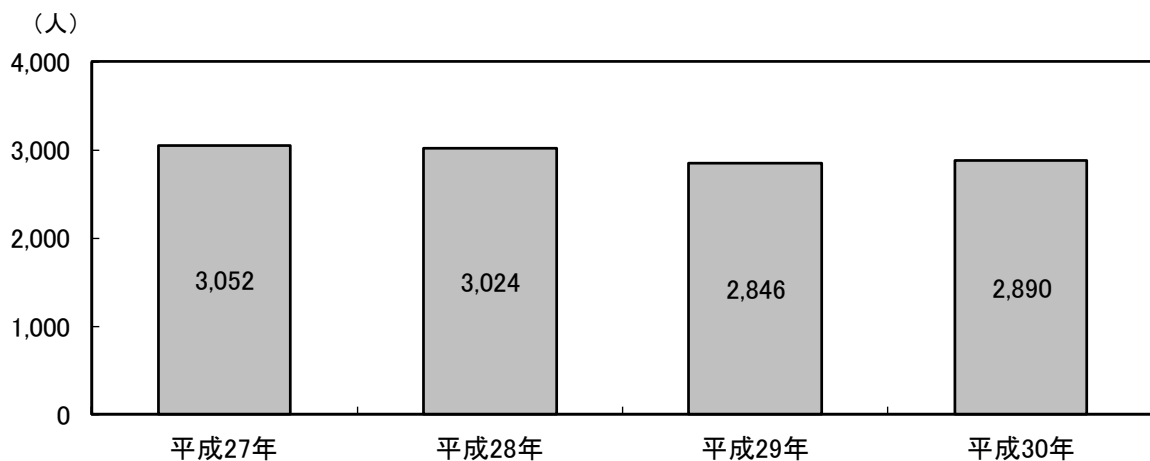


資料：国勢調査

2-3 出生の状況

① 出生数の推移

本市の1年間の出生数をみると、近年では減少傾向が続き、平成29年には3,000人を下回り2,846人となりました。しかし、平成30年にはわずかに増加し2,890人となっています。

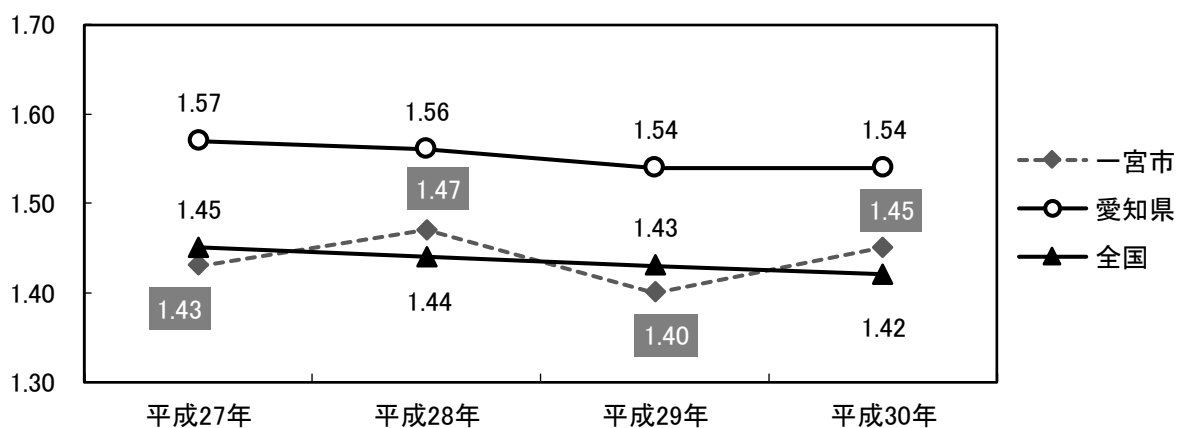


資料：一宮市の人口動態

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率をみると、年毎の増減は見られるものの、近年ではほぼ横ばいで推移しています。

全国や愛知県と比較すると、本市は、全国とほぼ同じ値で推移をしていますが、愛知県よりは低位で推移しています。

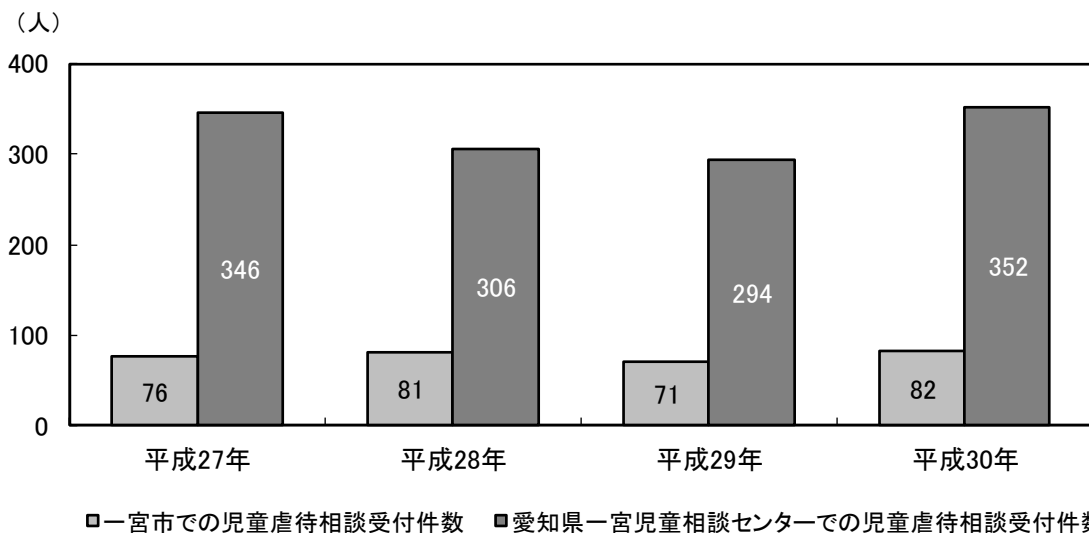


資料：一宮市の人口動態（一宮市）・人口動態統計※（全国・愛知県）
 ※平成27年～29年は確定数、平成30年は月報年計を集計した概数

2-5 社会的な支援が特に必要な子どもや子育て家庭の状況 ●●●●●●●●●●

① 虐待の相談件数

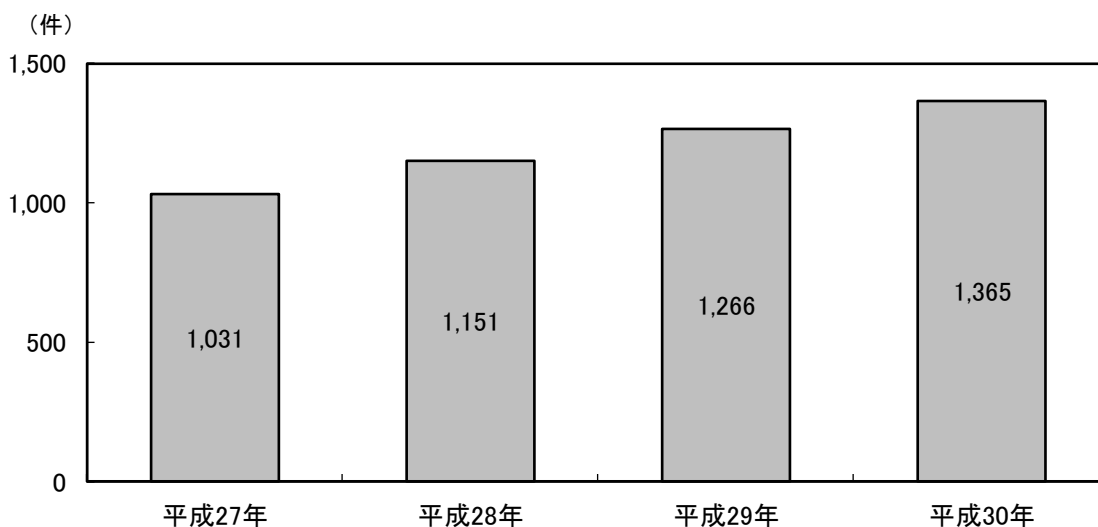
児童虐待の相談受付件数をみると、本市への相談件数、愛知県一宮児童相談センターへの相談件数ともに増加傾向にあります。



資料：一宮市資料（一宮市要保護児童対策地域協議会資料）

② 障害のある子どもの状況（障害児通所支援の利用状況）

障害児福祉サービスである障害児通所給付費の支給件数をみると、増加傾向で推移しており、サービスの利用者数は増え続けています。



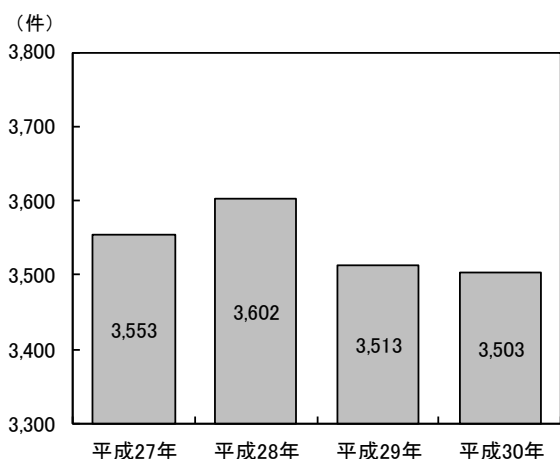
資料：一宮市資料

③ 経済的な支援が必要な子育て家庭の状況

児童扶養手当の受給資格者（支給対象者）をみると、平成27年から平成28年にかけて増加傾向にありましたが、その後は減少しています。

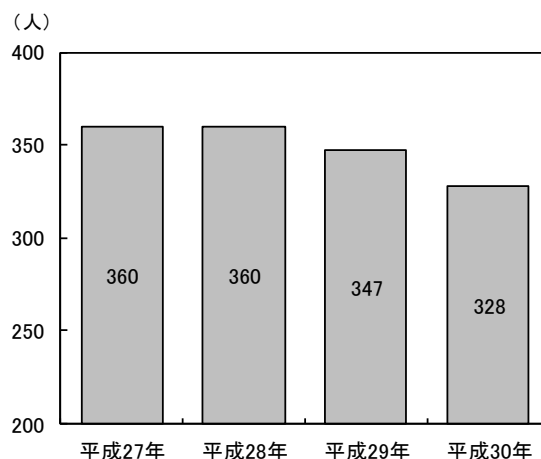
また、生活保護を受給している世帯の18歳未満人口をみると、児童扶養手当の受給資格者数の推移と同じく、平成28年度以降は減少しています。

■児童扶養手当の受給資格者数の推移



資料：一宮市資料（各年3月31日現在）

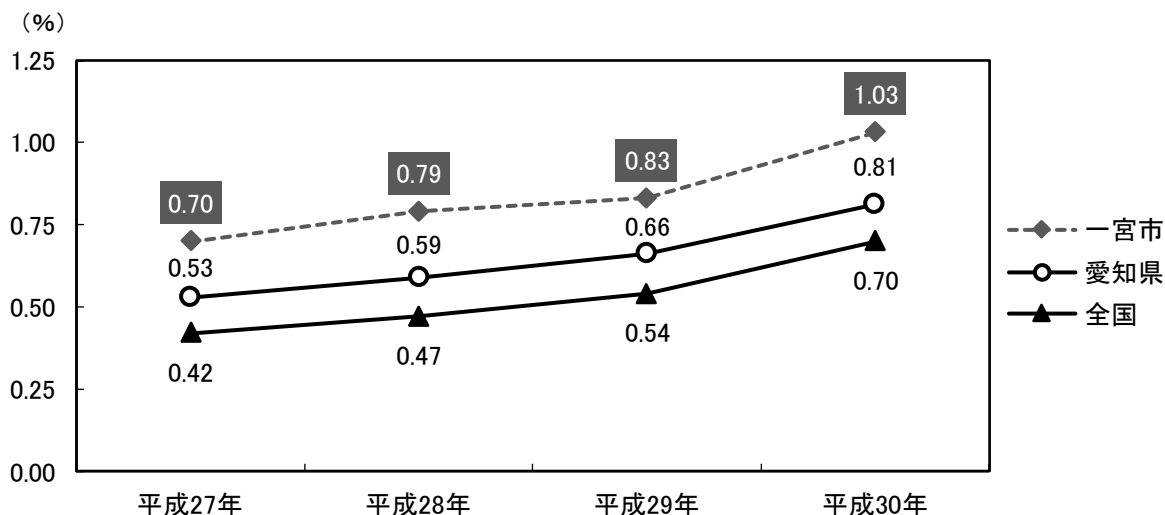
■生活保護受給世帯の18歳未満人口



資料：一宮市資料（各年4月1日現在）

④ 小学生の不登校の状況

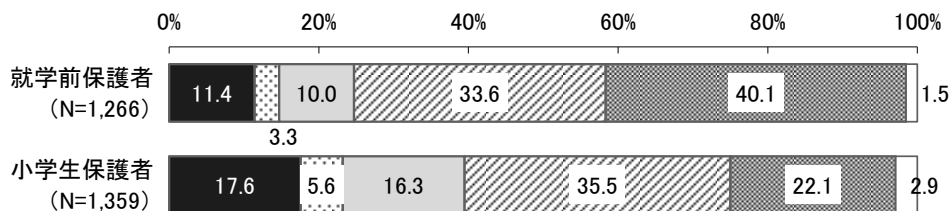
小学校における不登校の状態にある児童が全児童数に占める割合をみると、平成27年以降は増加傾向にあります。愛知県や全国と比較すると、本市では愛知県や全国よりも高い割合で推移しています。



注：不登校とは、年間30日以上を欠席している状態を指している。
資料：一宮市資料（不登校状況調査）

3-3 子育て家庭の、となり近所（地域）でのおつきあい●●●●●●●●●●●●●●

就学前では、「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が最も多く、次いで「ときどき立ち話をする程度」となっています。小学生では、「ときどき立ち話をする程度」が最も多く、次いで「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」となっています。

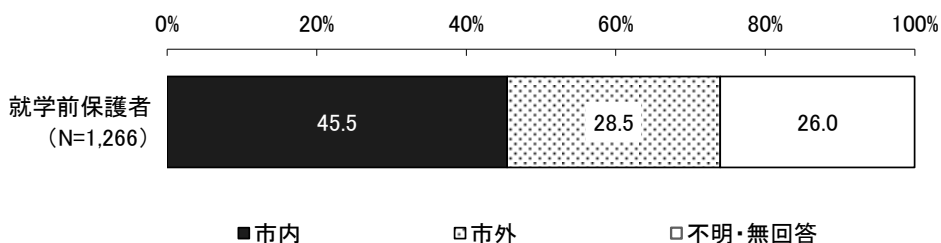


- 困っているときに、相談したり助けあったりしている家庭がある
- ▣ 食事と一緒にいくなど、家族ぐるみでつきあっている
- お互いに家に遊びに行く近所の人がいる
- ▤ ときどき立ち話をする程度
- ▨ ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度
- 不明・無回答

3-4 就労の状況●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

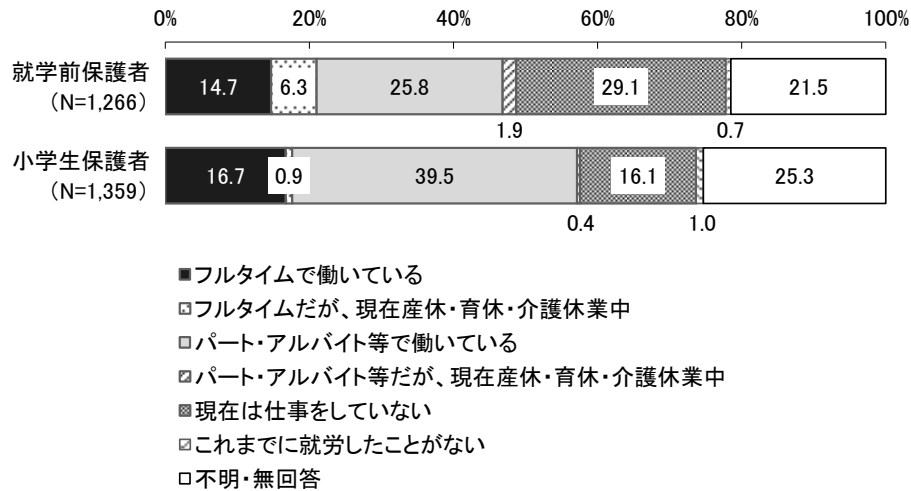
① 保護者の通勤先（就学前のみ）

保護者の通勤先は、「市内」が45.5%、「市外」が28.5%となっています。



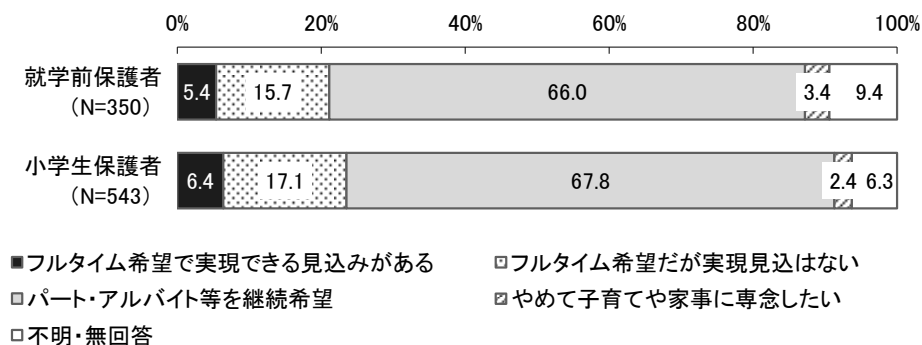
② 母親の就労状況

就学前では、「現在は仕事をしていない」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で働いている」となっています。小学生では、「パート・アルバイト等で働いている」が最も多く、次いで「フルタイムで働いている」となっています。



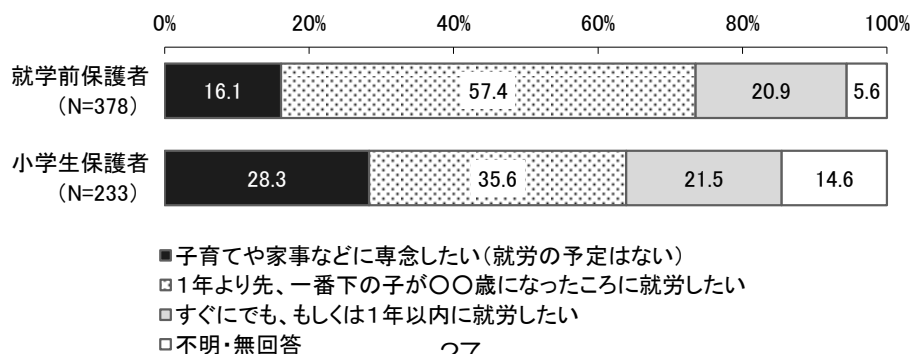
③ パート・アルバイトで働く保護者のフルタイムへの転換希望

就学前・小学生ともに、「パート・アルバイト等を継続希望」が最も高く、次いで「フルタイム希望だが実現見込はない」となっています。



④ 現在就労をしていない保護者の今後の就労希望

就学前では、「1年より先、一番下の子が〇〇歳になったところに就労したい」が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」となっています。小学生では、「1年より先、一番下の子が〇〇歳になったところに就労したい」が最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい」となっています。



第 3 章 計画の目標と体系

2

計画の体系

基本理念『一人ひとりの子どもが健やかに成長する 安心子育てのまち いちのみや』 ～みんなでつくり、みんなに選ばれる子育てのまちへ～		
基本目標	施策	施策の方向
1. 親と子どもの健康づくり	1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援	① 妊娠・出産期の支援 ② 産後の支援
	1-2 子どもの健康づくり支援	① 子どもの健康管理 ② 食育の推進
2. 安心して楽しい子育ての推進	2-1 子育て意識などの形成	① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進 ② 父親と母親がともに担う子育ての促進
	2-2 子育ての相談と情報提供の充実	① 子育ての相談 ② 地域子育て支援情報の提供 ③ 施設・サービス利用に関する支援
	2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進	① 子育てに関する学習と交流の拠点整備 ② 子育てに関する学習の機会の提供
	2-4 地域の相互援助活動や自主的活動の支援	① 相互援助活動の支援 ② 自主的活動の支援
	2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備	① 一時預かり事業 ② 病児・病後児の預かり ③ 宿泊を伴う預かり
	2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減	① 教育・保育にかかる負担の軽減 ② 手当の支給 ③ 医療費無料の継続
3. 子どもが健やかに育つ環境づくり	3-1 子どもの安全確保の推進	① 防犯・事故予防 ② 安全な遊び場所の確保
	3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進	① 子どもの遊びや多様な体験の促進 ② 子どもの読書活動推進
	3-3 子どもにやさしい環境整備の充実	① 外出ししやすい環境づくり
4. 仕事と子育ての両立支援	4-1 仕事と子育ての両立のための基盤整備	① 幼児期の教育・保育環境の整備促進 ② 総合的な放課後対策
	4-2 産後・育児休業後の復帰支援	① 情報提供と円滑な保育などの利用支援
5. 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実	5-1 児童虐待対策の充実	① 児童虐待についての啓発推進 ② 早期発見と対応体制の整備 ③ 児童虐待の予防
	5-2 ひとり親家庭の自立支援の促進	① ひとり親家庭の相談 ② 子育てと生活の支援 ③ 就業支援 ④ 経済的支援
	5-3 障害のある子どもに対する支援の充実	① 児童発達相談 ② 障害児の療育・保育 ③ 家族へのサポートの充実
	5-4 定住外国人に対する支援の充実	① 施設・サービス利用に関する支援
	5-5 多胎児世帯への支援	① 多胎児世帯への支援

第4章 子ども・子育て支援施策

基本目標 1 親と子どもの健康づくり

誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子の心身ともに健康な生活を支えていきます。

1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

① 妊娠・出産期の支援
② 産後の支援

1-2 子どもの健康づくり支援

① 子どもの健康管理
② 食育の推進

■ 方針

子どもの成長と子育て支援のスタートとして、すべての妊産婦、母親と子どもに対して、妊娠・出産・育児期を通じて切れ目のない支援を行い、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるようになることを目指します。



1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援●●●●●●●●●●●●●●●●

妊産婦の自主的な健康づくりを支援するとともに、産前・産後にかけて切れ目のない支援の体制を整え、安全で安心な妊娠・出産及び乳幼児期の子育てを支援します。

① 妊娠・出産期の支援

妊産婦の健康の保持と異常の早期発見・早期治療を図ります。妊婦の健康管理や早期治療のために重要な妊婦健康診査については、受診者・受診回数の増加を目指し、啓発に努めます。また、不妊治療や安全な出産についての対策を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
利用者支援事業(母子保健型)	母子健康包括支援センター事業として、妊娠届時に母子健康手帳の交付に合わせ面接し、必要な支援・情報提供を行います。 また、妊娠中から子育て期にかけて、母子保健サービスを中心に継続支援を行います。	健康づくり課	確保内容 P89 参照
妊婦訪問事業	妊娠届の時に出産・育児への不安の訴えがあったり、支援者がいない方、若年・多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対し家庭訪問等で保健指導を行うとともに、産後も必要に応じ継続して支援を行います。	健康づくり課	
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦が医療機関及び助産所で健康診査を受けます。	健康づくり課	確保内容 P90 参照
不妊治療費補助事業	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用を一定の限度額まで補助します。	健康づくり課	
助産施設入所相談事業	出産費用を用意できないときに、助産施設入所を実施して、安全な出産を確保します。	こども家庭相談室	

※備考欄に「確保内容」が記載されている事業については、本計画に令和2年度から5年間の量の見込み、及び事業の提供体制についての確保の内容・実施時期等を記載しています。

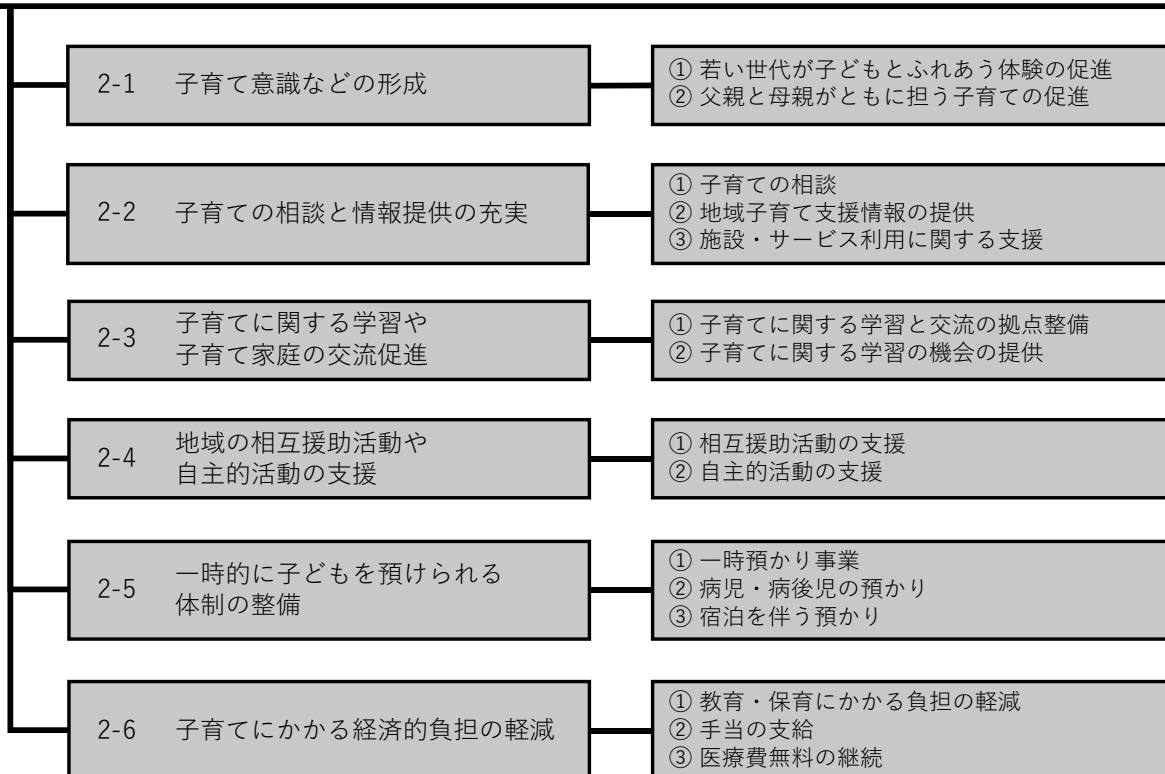
② 産後の支援

出産後、できるだけ早期に乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援の契機とするとともに、子育て家庭の環境や母子の状態を確認し、必要な場合は早期支援につなげ、健康づくりや子育て支援の契機とします。

事業名	事業概要	担当課	備考
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康づくり課	確保内容 P91 参照
新生児・産婦訪問事業	生後28日以内の新生児及び産婦の家庭を希望により助産師が訪問し、子どもの発育の確認や親の相談に応じます。	健康づくり課	
産婦健康診査事業	産婦健康診査受診票を交付し、出産後8週までの産婦が、医療機関で健康診査を受けます。 健康診査の結果、必要な産婦には保健指導等の支援を行います。	健康づくり課	
産後ヘルプ事業	妊娠8か月から出産後2か月以内の母親で、体調不良のため家事・育児が困難であり、同居の親族の支援が受けられない場合に援助者の紹介・調整を行います。	子育て支援課	
産後ケア事業	産後に体調不良や育児不安があり、家族等から援助が受けられない方に医療機関等への宿泊や助産師の家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	健康づくり課	

基本目標 2 安心で楽しい子育ての推進

すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることがなく、自らも親として成長しながら、充実した子育てができるよう、社会全体で支え合う子育てを推進します。



■ 方針

親が働いている、働いていないにかかわらず、すべての子育て家庭に対して、子育て相談、子育て情報、交流の場などを提供するとともに、成長していく子どもとともに歩むことが、「楽しい」と実感できる、充実した子育てができるようになることを目指します。



2-1 子育て意識などの形成 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

将来、親となる若い世代に対する体験学習の提供や、父親の育児参加を促すことで、子育て意識を高めていきます。

① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進

少子化で小さな子どもと接する機会が減っているため、将来、親となる若い世代が乳児や園児とふれあう機会を提供し、子育ての楽しさを体験できるようにします。

事業名	事業概要	担当課	備考
赤ちゃんふれあい体験事業	中学生以上の方が、赤ちゃんとふれあうとともに、子育て中の母親と話をし理解を深めます。	子育て支援課	
中学生保育園訪問事業	すべての中学生が、家庭科の「幼児の生活と家族」の単元の学習として、保育園等を訪問し、園児とふれあいます。	学校教育課 (各中学校)	

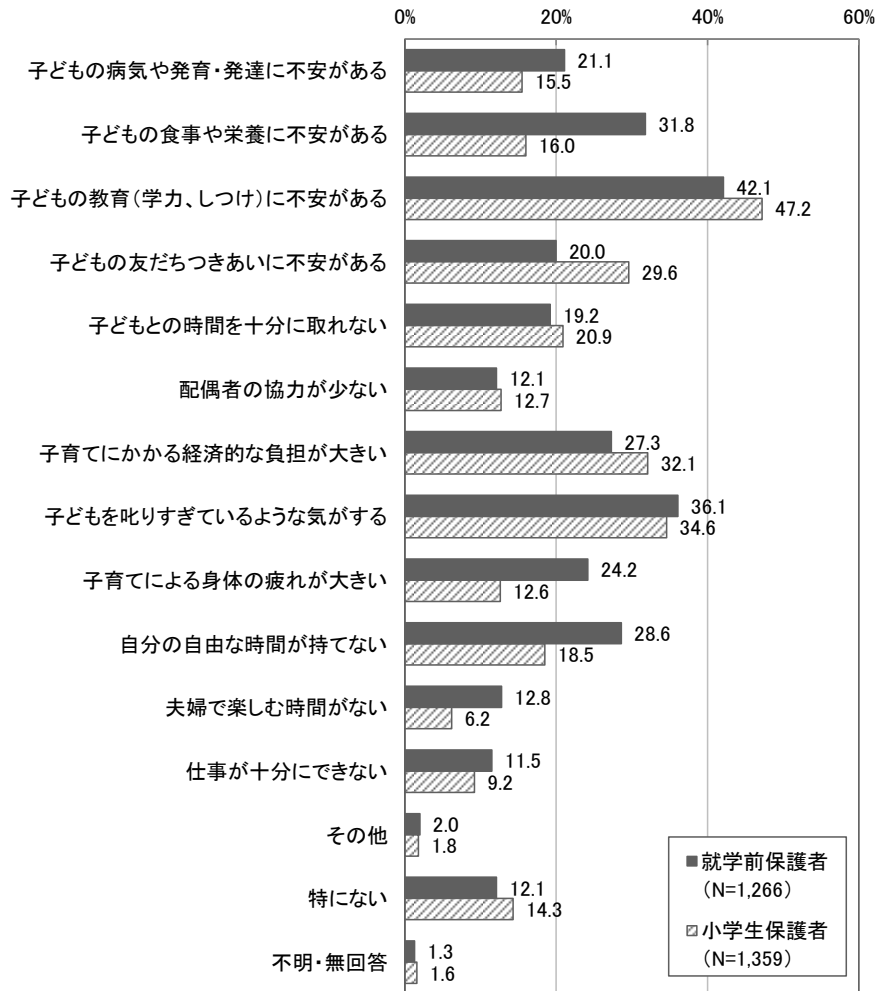
② 父親と母親がともに担う子育ての促進

「男は仕事、女は家事・子育て」といった固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、父親が子どもとふれあい、育児に参加する機会を提供して、父母が協力し、ともに子育てを担っていく子育て家庭の形成を促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
固定的性別役割分担意識解消についての啓発事業	男女共同参画情報紙の発行、市広報、ウェブサイト等さまざまな媒体を利用して男女共同参画の啓発を行うなかで、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	政策課	
父親の育児参加を促進する事業	子育て支援センター「パパもいっしょに遊ぼっ！」等の各種事業や子育て支援情報提供のなかで、父親の育児参加を促進し、意識啓発を図ります。 ※父親が参加しやすい事業の一層の充実を努めます。	子育て支援課 政策課 健康づくり課 生涯学習課	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

子育てに関して悩んでいること、気になることは、「子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある」が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。



2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進するとともに、子育てについて学ぶことができるさまざまな機会を提供し、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。

① 子育てに関する学習と交流の拠点整備

子育て支援拠点において、来所する親子の交流と子育ての仲間づくりを促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)	子育て支援センターや子育てひろばを開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場を提供します。	子育て支援課	確保内容 P92 参照
移動子育て支援センター事業	公共施設等を巡回して臨時の子育て支援センター(こっこ号)を開設し、交流の場を提供します。	子育て支援課	

② 子育てに関する学習の機会の提供

子育てに関する各種の講座、講習会、教室を開設し、子育てに関する学習の機会や親子のふれあいの場を提供するとともに、参加者の交流を促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援センター 育児講座事業	子育て、親子のふれあいなどをテーマに各種講座・事業を行います。 ※ワーク型講座の充実や、ペアレント・プログラムの体制を拡充します。	子育て支援課	
保健センター教室事業	妊娠中の過ごし方、赤ちゃんの健康、栄養などをテーマに各種教室を開催します。	健康づくり課	
家庭教育推進事業	子育てに対する不安を解消し、親としての心構えを学ぶ各種講座やセミナーを子どもの成長段階に合わせて開催します。	生涯学習課	
児童館幼児教室事業	平日の午前中に地域の幼児と保護者のために児童館を開放し、幼児教室、親子広場などの活動を行います。	子育て支援課	

2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

保護者のさまざまなニーズに応じて一時的に子どもを預かる事業を実施し、保護者の社会参加の促進や子育てに伴う精神的・身体的負担の軽減を図ります。事業実施にあたっては、保護者が子どもをみられない時に活用できる事業を実施します。

① 一時預かり事業

保育園などの施設で一時的に子どもを預かる事業を行います。また、ファミリー・サポート・センターでは、子どもの送迎や自宅での預かりを行う援助者を紹介します。

事業名	事業概要	担当課	備考
一時保育事業	保育園において、保護者の短時間就労や社会参加等で、一時的に子どもを預けたいという家庭の子どもを預かります。	保育課	確保内容 P93 参照
子ども一時預かり事業	中央子育て支援センター内の施設で、保護者のリフレッシュを目的に4時間まで子どもを預かります。 ※休日利用のニーズへの対応に努めます。	子育て支援課	確保内容 P93 参照
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【再掲】	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を、必要なときに相互の紹介・調整を行います。	子育て支援課	確保内容 P95 参照

② 病児・病後児の預かり

病気または病気回復期にあつて集団生活ができない子どもを一時的に預かる病児・病後児保育を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
病児・病後児保育事業	当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないため、または病気回復期にあつて、集団保育が困難であり、かつ保護者が仕事などのやむを得ない理由で、家庭では保育できないお子さんを預かります。	保育課	確保内容 P96 参照

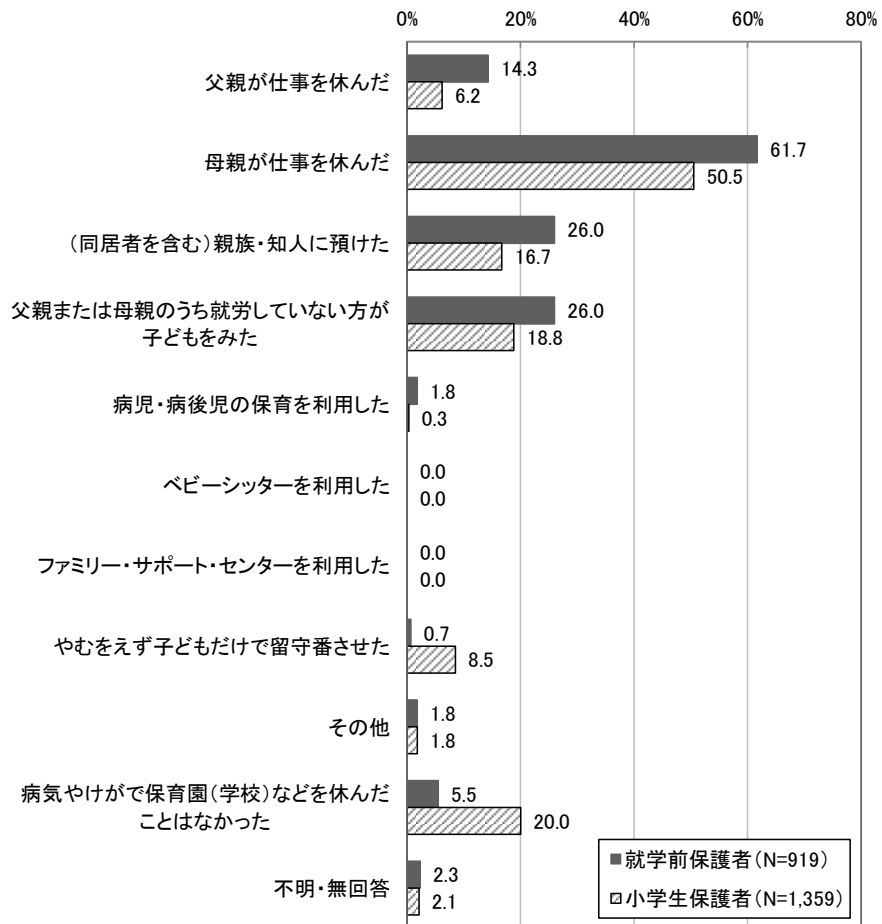
③ 宿泊を伴う預かり

昼間の一時預かりでは対応できない場合に、子どもをおおむね7日以内施設に入所させ、短期間宿泊を伴う預かりを行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て短期支援事業	保護者の出張や入院など宿泊を伴う預かりが必要な場合に、児童養護施設・乳児院で、子どもを預かります。	こども家庭相談室	確保内容 P97 参照

◎ニーズ調査のアンケート結果より

お子さんが病気で保育園や学校などを休んだことがあった際の対処について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「母親が仕事を休んだ」が5割から6割と最も高くなっています。



2 - 6 子育てにかかる経済的負担の軽減 ●●●●●●●●●●●●●●●●

手当の支給や各種助成により、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

① 教育・保育にかかる負担の軽減

保育園や幼稚園、学校生活に伴い生じる各種経済的負担を軽減します。

事業名	事業概要	担当課	備考
幼児教育・保育の無償化事業	令和元年10月より保育園、幼稚園等に入所する3歳～5歳児、市民税非課税世帯の0歳～2歳に係る保育料を無料にします。 事業の実施にあたり、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。	保育課	
保育料等の多子減免制度	保育園等に保護者の子3人以上が同時に入所している場合、保育料や給食費を無料にします。	保育課	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、保育園などでかかる費用(日用品や行事費など)の負担を軽減します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者に対し、一定の要件に該当する場合、給食費を補助します。	保育課	確保内容 P101 参照
就学援助事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、小中学校でかかる費用(給食費や学用品費など)の一部を援助します。	学校教育課	

② 手当の支給

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童手当支給事業	児童手当法に基づき、中学生までの子どもを育てる方に、児童手当・特例給付を支給します。	子育て支援課	

③ 医療費無料の継続

子どもにかかる医療費を助成します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども医療費助成事業	小中学生の通院医療費の自己負担分(保険診療分)を全額助成します。	保険年金課	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

一宮市の子育て環境や支援施策に対する満足度について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」が1位となっています。

【就学前・小学生保護者の満足度の上位3位】

順位	就学前保護者	小学生保護者
1位	安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実	安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実
2位	子育てに関する相談、情報提供の充実	親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実
3位	親子・親同士の交流の場の充実	仕事と子育てが両立できるよう保育園、幼稚園の箇所数や内容の充実

基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全の確保とともに、多様な活動を通じて心豊かに育つ環境を整備します。

3-1 子どもの安全確保の推進

- ① 防犯・事故予防
- ② 安全な遊び場所の確保

3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

- ① 子どもの遊びや多様な体験の促進
- ② 子どもの読書活動推進

3-3 子どもにやさしい環境整備の充実

- ① 外出しやすい環境づくり

■ 方針

すべての子どもが、事故や犯罪から守られて安全に生活し、多様な体験や活動を通じて、心身ともに健やかに成長することができるようになることを目指します。



3 - 1 子どもの安全確保の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

多くの保護者が子どもの事故や子どもが犯罪に巻き込まれることに不安を感じており、その防止対策の充実を求めています。子どもの事故予防や安全な遊び場所の提供を推進します。

また、乳幼児の家庭内での誤飲や転倒などの事故についても、予防についての啓発に努めます。

① 防犯・事故予防

子どもの事故予防について啓発をするとともに、登下校の安全確保を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども事故予防事業	中央子育て支援センターで、主に家庭内の子どもの事故予防に関するパネル展示による啓発や、事故情報の収集などをを行います。 ※実例などを交えながら事故予防の啓発に努めます。	子育て支援課	
登下校時の安全確保事業	地域のボランティアの協力を得て、登下校中の見守りを行います。	学校教育課 (各小学校)	
交通安全教室事業	保育園、幼稚園、学校などで交通安全教室を開催し、子どもの交通事故予防を推進します。	市民協働課	
防犯教室事業	小学校1年生を対象に防犯教室を開催し、セルフディフェンスを中心とした危険回避の方法について啓発を行います。	市民協働課	

② 安全な遊び場所の確保

保育園の園庭や児童遊園、ちびっ子広場など、子どもが身近で安全に遊べる場所を提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
保育園園庭開放事業	公立保育園の園庭を未就園児の親子に遊び場、交流の場として開放します。	保育課	
児童遊園・ちびっ子広場事業	身近で安全な子どもの遊び場として、児童遊園・ちびっ子広場を管理します。	子育て支援課	

3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

遊びや体験、読書など子どもが多様な活動を通じて成長する機会を確保し、豊かな心を育む環境を整備します。市では、放課後子ども教室や児童館の活用等を通じて、子どもに成長の機会を提供する、各種の施設、事業、行事を実施します。

① 子どもの遊びや多様な体験の促進

児童館や放課後子ども教室など、異なった年齢の集団のなかで遊びや多様な体験を通じて成長する機会を提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童館運営事業	25 か所の児童館で、子どもに健全な遊びを提供します。	子育て支援課	
放課後子ども教室推進事業	学校施設を利用して、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	青少年育成課	確保内容 P104 参照
学校週5日制対応事業	小学生を対象に、体験等を中心としたキッズチャレンジ、ジュニア教室、子どもわくわく学習会などを開催します。	青少年育成課	
いちのみや子ども情報紙 kids' i (キッズ・アイ) 発行事業	「子どもにどこかで自然体験をさせたい」「親子でイベントに参加したい」などの情報がほしい方に情報提供をします。	青少年育成課	

② 子どもの読書活動推進

読書に親しむことは、子どもの心を育み、人生を豊かにします。本市は、「子ども読書のまち宣言」を行い、子どもの読書活動を推進しています。

宣言の理念をより前進させるために策定された「一宮市子ども読書活動推進計画(第3次)」に基づき、幼い頃から本に親しみ、読書を通じて豊かな心を育む活動を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
ブックスタート事業	4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者に「絵本を読んであげることの大切さ」を説明し、実際の読み聞かせをしながら、絵本を配付します。	図書館	
子どもの読書活動推進事業	読書通帳配布、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の配布など、子どもの読書推進に関する事業を行います。 ※読書通帳配布、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の配布など、子どもの読書推進に関する事業の充実に努めます。	図書館	

基本目標4 仕事と子育ての両立支援

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、両立を支える環境や基盤を整備し、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。

4-1 仕事と子育ての両立のための
基盤整備

① 幼児期の教育・保育環境の整備促進
② 総合的な放課後対策

4-2 産後・育児休業後の復帰支援

① 情報提供と円滑な保育などの利用支援

■ 方針

父親と母親がともに働く家庭やひとり親家庭を支援するため、多様な働き方が可能な社会環境づくりを推進するとともに、両立を支える重要な社会基盤となる、働いている時間に子どもを預かり保育をする事業を充実し、無理なく「仕事と子育ての両立」ができるようになることを目指します。



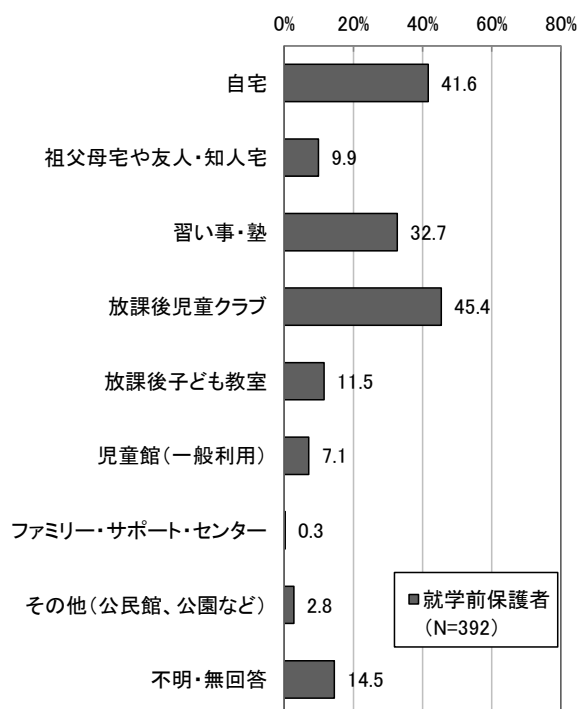
② 総合的な放課後対策

放課後の小学生に生活・遊びの場や活動の機会を提供する事業について総合的に推進し、小学生を育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの健全な育成を図ります。

事業名	事業概要	担当課	備考
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて放課後の子どもに生活・遊びの場を提供し、健全な育成を行います。 ※定員増により、待機児童解消を図ります。	子育て支援課	確保内容 P98 参照
児童館運営事業【再掲】	25 か所の児童館で、子どもに健全な遊びを提供します。	子育て支援課	
放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校施設を利用して、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	青少年育成課	確保内容 P104 参照

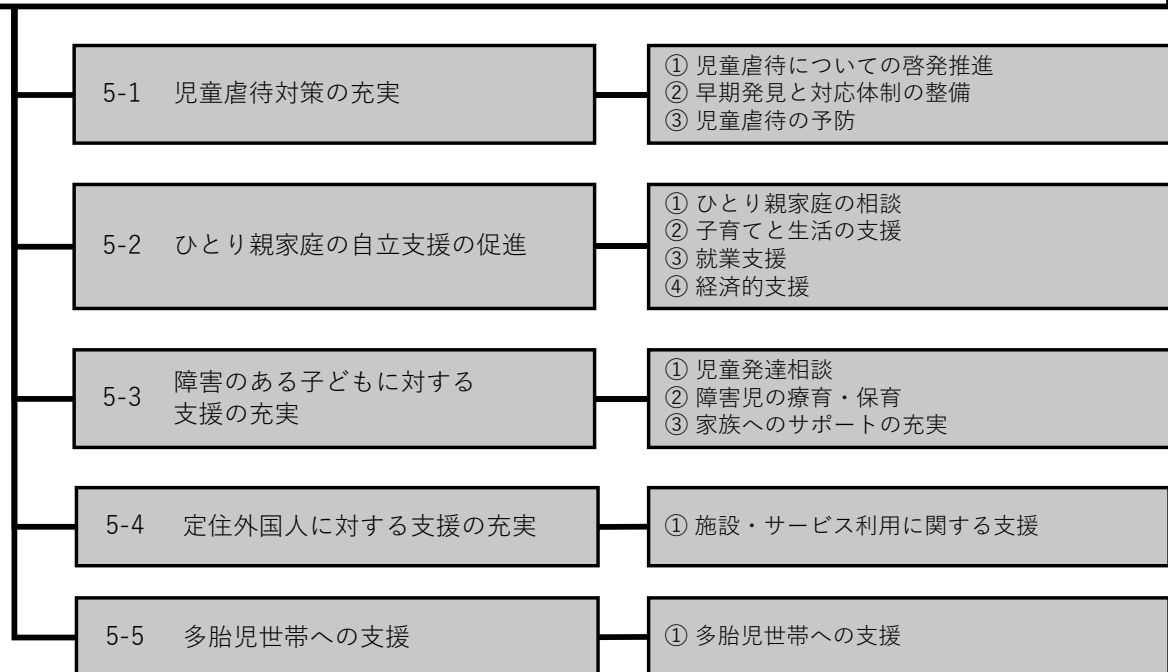
◎ニーズ調査のアンケート結果より

小学校就学後に希望する放課後の過ごし方について、放課後児童クラブが最も高くなっています。



基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、個別の支援を必要とする子どもや家庭の援助を充実します。



■ 方針

個別の状況に応じた特別な支援を必要とする子ども・家庭に対する支援を充実し、生まれ育った環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが個性を發揮し、健やかに成長することができるようになることを目指します。



- ・「子どもを守る地域ネットワーク」として、一宮市要保護児童対策地域協議会を設置し、ネットワークを活用して支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見し、適切な子育て支援を行い、児童虐待の防止に努めます。また、「DV 対策部会」を設置し、DV（配偶者からの暴力）対策と子どもの心理的虐待対策の連携を図っています。

■一宮市要保護児童対策地域協議会

区分	構成機関	
	関係団体	行政
人権・安全等	一宮人権擁護委員協議会	名古屋法務局一宮支局
		愛知県警察一宮警察署
		一宮市総合政策部
教育	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部	一宮市教育委員会
医療	一般社団法人一宮市医師会	一宮市病院事業部
	一般社団法人一宮市歯科医師会	
福祉・保健	一宮市民生児童委員協議会	愛知県一宮児童相談センター
	一宮市民間保育協会	愛知県一宮保健所
	社会福祉法人 照光会	一宮市福祉部
	社会福祉法人 清修会	一宮市こども部
		一宮市市民健康部

① 児童虐待についての啓発推進

社会全体で児童虐待の早期発見や予防を図るため、市民に対する啓発活動を推進し、児童虐待を受けている疑いのある子どもを発見した場合の通告を呼びかけ、児童虐待に関する理解を深める活動を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童虐待防止啓発事業	市広報、ホームページ、ポスター掲示等さまざまな媒体を利用して児童虐待、児童虐待通告先について啓発を行います。	こども家庭相談室	

② 早期発見と対応体制の整備

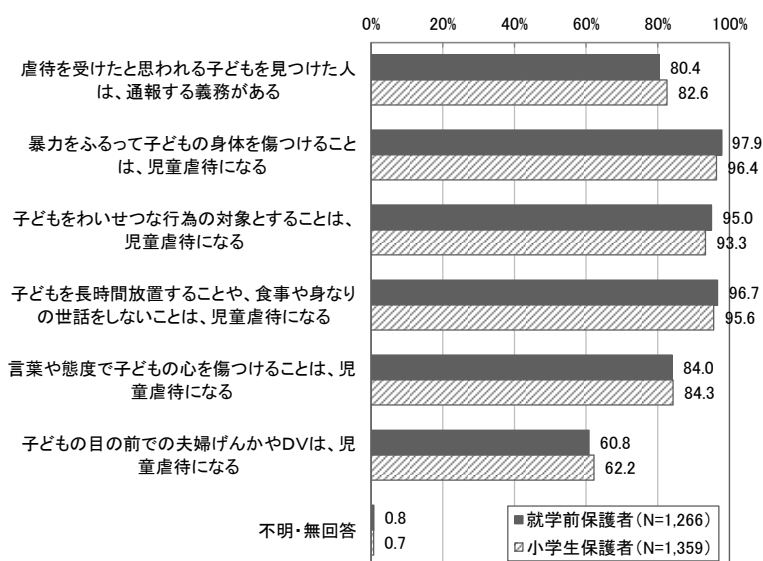
子どもとの面接調査などを行う相談員を配置し、児童虐待通告を受付けたときには県児童相談センターと連携して適切に対応します。

児童虐待対応においては、法改正により市町村の在宅支援機能強化が明確化されました。これに伴い、子ども家庭総合支援拠点を設置し、虐待対応機能向上に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童虐待相談事業	市としての児童虐待相談・通告窓口を設置し、市民などからの虐待通告を一元的に受け付けます。	こども家庭相談室	
子ども家庭総合支援拠点事業【再掲】	こども家庭相談室を設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に相談を実施します。 ※児童虐待対応では、法改正で市町村の在宅支援機能強化が求められ、子ども家庭総合支援拠点を設置し、一層の相談機能向上に努めます。	こども家庭相談室	
児童虐待通告対応事業	通告受理後、緊急受理会議で対応方針を決定し、子どもの安全確認を行います。危険性が高いケースは児童相談センターに送致し、一時保護等の措置につなげます。	こども家庭相談室	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

児童虐待に関する知識のうち、虐待に関して知っていることは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトについては9割以上、虐待発見時の通報義務は8割強、心理的虐待（言葉の暴力など）は6割強から8割強となっています。



③ 児童虐待の予防

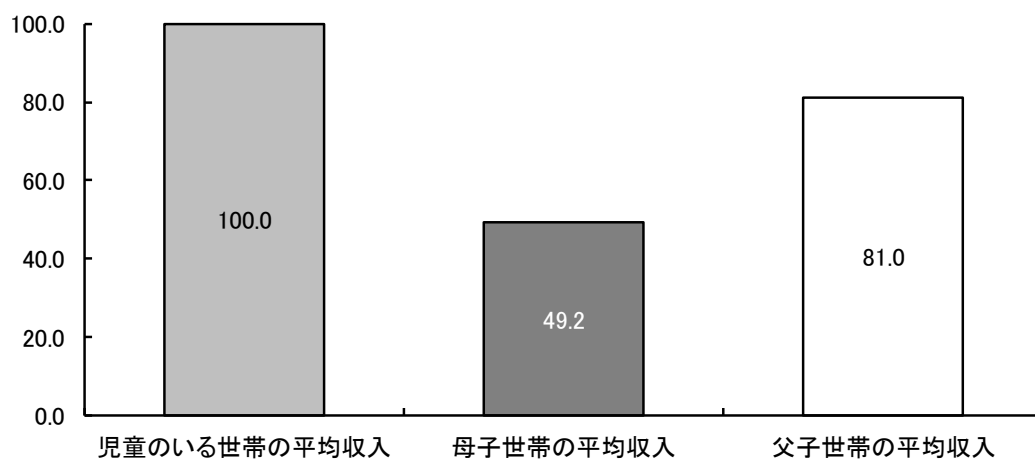
こども家庭相談システムの運用により、庁内の連携強化に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会への情報集約を強化し、把握した支援が必要な子ども・家庭に対して、状況に応じた必要とする個別支援を行い、児童虐待の発生や再発防止に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業) 【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員・保健師・助産師（新生児産婦訪問を兼ねる）が訪問し子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康づくり課	確保内容 P91 参照
ネットワークによる見守り支援事業	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子ども・家庭の見守りを行い、必要な個別支援を実施します。	こども家庭相談室	
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)	要保護児童対策地域協議会での協議により必要性を判定し、保健師の定期訪問、ホームヘルパーの派遣などの支援を行います。	こども家庭相談室	確保内容 P100 参照
児童虐待に関する講演会事業	要保護児童対策地域協議会の活動の一環として講演会を開催し、一般市民をはじめ関係者の能力向上や意識高揚を図り、ネットワークの対応能力を強化します。	こども家庭相談室	

- ひとり親家庭は、全般的に厳しい経済的状況に置かれており、また、「貧困の世代間連鎖」が心配されています。このような状況の背景として、結婚、出産により職業生活が中断したことによる就労経験・能力の不足、ひとり親のため、仕事と子育ての両立が一層困難であることなどが考えられます。これらの問題は子どもの貧困の原因ともされており、ひとり親の就労機会の確保が課題になっています。

→平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）は、平成 27 年の年間収入を基にして、児童のいる世帯の平均収入を「100」とした場合、「母子世帯」の収入は「49.2」、「父子世帯」の収入は「81.0」としています。

■児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の収入比較（平成 27 年の年間収入）



資料：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

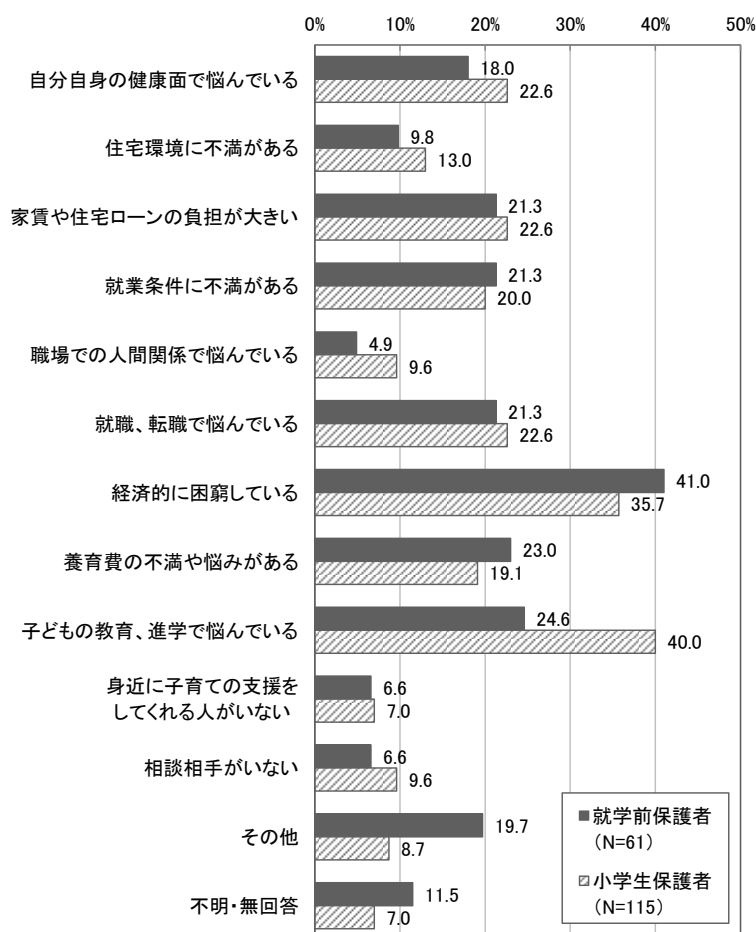
① ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭の各種の相談に応じ、また、養育費の確保に関する情報提供をします。

事業名	事業概要	担当課	備考
ひとり親家庭相談事業	母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の相談を実施し、家庭の形態にかかわらず安心して自立した生活が送れるよう支援を行います。	こども家庭相談室	
養育費確保の情報提供事業	養育費確保に関する情報を収集し、啓発するほか、離婚相談などの機会を捉えて情報提供をします。	こども家庭相談室	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

ひとり親家庭の母または父が「子育てや生活で悩んでいること」は、「経済的に困窮している」「子どもの教育、進学で悩んでいる」が多く、次いで「養育費の不満や悩みがある」「自分自身の健康面で悩んでいる」などとなっています。



② 子育てと生活の支援

ひとり親家庭の自立促進のため、必要な子育てや生活の支援を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
日常生活支援事業	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、育児や家事の援助を行います。	こども家庭相談室	
母子生活支援施設 入所相談事業	一定の事由がある母子の入所を行い、就労、生活、子育て等の支援をして自立の促進を図ります。	こども家庭相談室	

③ 就業支援

ひとり親家庭の母または父の職業能力の向上を促進するとともに、就労支援専門員を配置し、きめこまかな就労相談を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
自立支援プログラム策定事業	自立支援プログラム策定員により自立支援プログラムを策定し、きめこまかな就業・自立支援を行います。	こども家庭相談室	
自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の母または父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	こども家庭相談室	
高等職業訓練促進給付金等 支給事業	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいるひとり親家庭の母または父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭相談室	
就業支援講習会事業	職業能力の向上を図るため、愛知県母子センターが実施する就業支援講習会の情報提供、申込書の取りまとめ提出を行います。	こども家庭相談室	
高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業	ひとり親家庭の母または父が高卒認定試験の講座を受け、合格したときに受講費用の一部を支給します。	こども家庭相談室	

④ 経済的支援

児童扶養手当、遺児手当など各種手当を支給します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談や医療費の助成を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の母または父などに対し、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課	
遺児手当支給事業	ひとり親家庭の母または父などに対し、愛知県と一宮市の遺児手当を支給します。	子育て支援課	
遺児一時金支給事業	ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校の入学時及び中学校卒業時に一時金を支給します。	子育て支援課	
母子父子寡婦福祉資金支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、愛知県が実施する福祉資金貸付についての紹介、貸付申請支援を行います。	こども家庭相談室	
母子・父子家庭等医療費助成事業	満18歳に到達する年度末までの子どもを扶養しているひとり親家庭の母または父とその子どもの医療費について自己負担分（保険診療分）を全額助成します。	保険年金課	

③ 家族へのサポートの充実

子育てに難しさを感じる保護者等に対し、ペアレント・プログラムを実施し、精神面でのケアを行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
ペアレント・プログラム講座 事業	発達障害が疑われる子どもをもつ保護者が、児童の行動の客観的な理解の仕方等を学ぶ講座を実施します。同時に児童及び保護者と常に関わりのある保育士、保健師等も受講し、指導者養成を図ります。 ※ペアレント・プログラムの体制を拡充します。	福祉課 保育課 子育て支援課 いずみ学園 健康づくり課	

5 - 4 定住外国人に対する支援の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

国際化の進展に伴い、子育てを行う外国人住民に対し、その子どもに対する教育・保育等のサービスが円滑に利用できるよう支援します。

① 施設・サービス利用に関する支援

ICTを活用した多言語対応の通訳サービスによって、窓口でのコミュニケーションを円滑にし、外国人が子育てに関する必要な情報を得られるよう支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
テレビ電話システムを活用した庁舎等の窓口での通訳サービス事業	外国人が庁舎等に来庁した際、タブレット端末でインターネットを介してコールセンターに接続し、画面を見ながらリアルタイムに通訳を行うことで、子育てに関する相談、情報提供や円滑な手続きの支援を行います。	情報推進課	

第 5 章 子ども・子育て支援事業

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等

2-1 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保

① 教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育については、次に掲げる教育・保育施設や地域型保育事業による一体的な提供を推進します。

保育園、幼稚園などの教育・保育施設は、就学前の子どもに教育・保育を提供する基幹施設であり、地域型保育事業は、乳児期の保育を身近な場所で提供する事業です。このような教育・保育施設や事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、安定的に円滑な供給が行われることが重要であり、各施設や事業者間の調整や情報共有・連携に関する支援の充実を図ります。

ア 保育園・幼稚園等の状況

本計画策定時、市立保育園 53 か所、私立保育園 15 か所、認定こども園 2 か所、地域型保育施設 17 か所、私立幼稚園 23 か所があります。

■区域ごとの保育園・幼稚園等の数

区域名称	公立 保育園	私立 保育園	認定 こども園	地域型 保育	幼稚園	計
東区域	10	4	0	2	6	22
西区域	17	5	0	2	7	32
北区域	16	3	1	0	5	25
中区域	10	3	1	13	5	32

イ 認定こども園整備の基本的考え方

認定こども園は、保育園と幼稚園の両方の機能を併せもち、保護者の就労状況が変わっても対応できるなどの特色がある施設です。

認定こども園の新規開設や保育園・幼稚園から認定こども園への移行については、保育園・幼稚園の現状や意向を尊重しつつ、地域の状況、利用者の希望や定員の充足状況などを考慮し総合的に検討・推進します。

ウ 地域型保育事業整備の基本的考え方

満3歳未満の子どもの保育を行う事業で、本計画策定時、小規模保育施設が 16 園、事業所内保育施設が 1 園となっています。各事業の特性、利用者の希望や乳児定員の充足状況などを考慮して拡充を検討します。

② 質の高い教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、提供される教育・保育の内容及び水準は、良質かつ適切でなければなりません。

質の高い教育・保育を提供するためには、これに携わる職員の資質の向上が極めて重要であると考えます。

市立保育園の保育士に対しては、専門性を高める研修を継続的、定期的実施していきます。また、私立保育園の保育士に対しても、従来どおり市の保育士研修への参加を呼びかけていきます。幼稚園教諭やその他教育・保育に携わる職員に対しては、合同研修などの開催検討その他資質向上に関する支援方策を検討します。

③ 特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めます。

中核市に移行するにあたり、保育所に対する児童福祉法に基づく監査の権限及び実施義務が愛知県から移譲されるため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」に基づき、重大事故防止対策の徹底・推進に努めます。

■ 保育施設等の所在地及び設置者又は事業主体別の監査権者

保育施設等の所在地の区分	設置者又は事業主体		監査権者		
			保育所	幼保連携型 認定こども園	認可外 保育施設
一般の市町村に所在 する保育施設等	公立	市町村	都道府県	都道府県	都道府県
	私立	社会福祉法人等			
政令市又は中核市に所在 する保育施設等	公立	市	都道府県	政令市・ 中核市	政令市・ 中核市
	私立	社会福祉法人等	政令市・ 中核市		

資料：子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－結果報告書

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

■各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

(人)

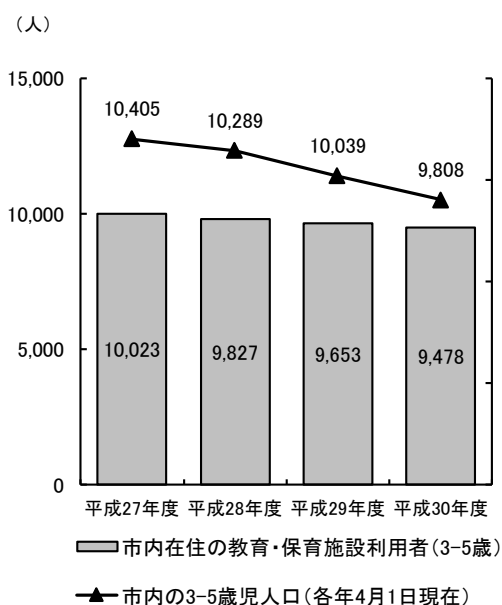
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		4,150	2,961	2,873	2,755	2,672	2,598
2号認定	幼稚園・認定こども園		774	755	724	701	680
	保育園・認定こども園	5,772	5,452	5,298	5,079	4,922	4,782
計		-	6,226	6,053	5,803	5,623	5,462
3号認定	0歳児	195	207	213	220	227	234
	1・2歳児	2,397	2,433	2,508	2,585	2,665	2,747
	計	2,592	2,640	2,721	2,805	2,892	2,981

※平成30年度は実数

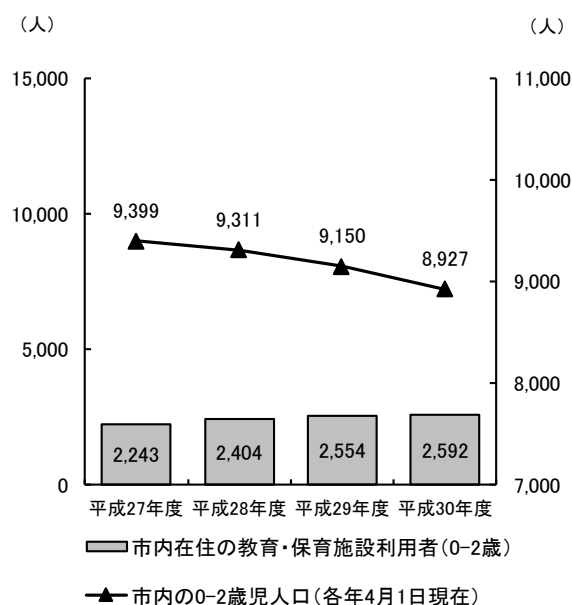
※量の見込み（ニーズ量）については、ニーズ調査に基づき算出した数値を、利用実績等を勘案し補正して設定

■教育・保育の利用実績の推移

・幼児（3-5歳児）



・乳児（0-2歳児）



資料：保育課

(3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 1号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が非常に短い（月60時間未満）家庭	幼稚園・認定こども園

■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	2,961	2,873	2,755	2,672	2,598
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	江南市 300	江南市 300	江南市 300	江南市 300	江南市 300
確保の内容（定員）	5,446	5,401	5,401	5,401	5,401
特定教育・保育施設	226	541	541	541	541
特定教育・保育施設 （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確認を受けない幼稚園	4,920	4,560	4,560	4,560	4,560
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども）	江南市 300	江南市 300	江南市 300	江南市 300	江南市 300
過不足※	1,411 （充足）	1,473 （充足）	1,622 （充足）	1,728 （充足）	1,823 （充足）

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※ 2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

【方針】

- 他市町村が一宮市の教育・保育の利用を確保する必要がある場合は、それについても記載しています。
- 幼稚園、認定こども園での利用となります。
- 市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- 教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	930	911	873	847	823
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	江南市 140	江南市 140	江南市 140	江南市 140	江南市 140
確保の内容（定員）	1,712	1,712	1,712	1,712	1,712
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確認を受けない幼稚園	1,572	1,572	1,572	1,572	1,572
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども）	江南市 140	江南市 140	江南市 140	江南市 140	江南市 140
過不足※	399（充足）	422（充足）	470（充足）	503（充足）	534（充足）

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	829	811	777	754	733
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確保の内容（定員）	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確認を受けない幼稚園	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
過不足※	778（充足）	800（充足）	843（充足）	872（充足）	899（充足）

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	567	530	509	493	480
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	江南市 160	江南市 160	江南市 160	江南市 160	江南市 160
確保の内容（定員）	1,042	997	997	997	997
特定教育・保育施設	82	397	397	397	397
特定教育・保育施設 （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確認を受けない幼稚園	800	440	440	440	440
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども）	江南市 160	江南市 160	江南市 160	江南市 160	江南市 160
過不足※	167（充足）	167（充足）	194（充足）	215（充足）	231（充足）

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	635	621	596	578	562
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確保の内容（定員）	868	868	868	868	868
特定教育・保育施設	144	144	144	144	144
特定教育・保育施設 （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確認を受けない幼稚園	724	724	724	724	724
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
過不足※	67（充足）	84（充足）	115（充足）	138（充足）	159（充足）

② 2号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、共働き・ひとり親家庭であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
子どもが満3歳以上で、共働きの家庭・ひとり親家庭	保育園・認定こども園

■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	6,226	6,053	5,803	5,623	5,462
幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭	774	755	724	701	680
上記以外	5,452	5,298	5,079	4,922	4,782
確保の内容（定員）	6,713	6,713	6,713	6,713	6,713
特定教育・保育施設	6,713	6,713	6,713	6,713	6,713
過不足※	1,261 (充足)	1,415 (充足)	1,634 (充足)	1,791 (充足)	1,931 (充足)

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※ 2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

【方針】

- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園での利用となります。
- ・ 市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- ・ 教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,539	1,499	1,437	1,392	1,352
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	243	239	229	222	215
上記以外	1,296	1,260	1,208	1,170	1,137
確保の内容（定員）	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596
特定教育・保育施設	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596
過不足※	300（充足）	336（充足）	388（充足）	426（充足）	459（充足）

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,782	1,734	1,661	1,611	1,565
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	217	213	204	198	192
上記以外	1,565	1,521	1,457	1,413	1,373
確保の内容（定員）	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927
特定教育・保育施設	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927
過不足※	362（充足）	406（充足）	470（充足）	514（充足）	554（充足）

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,503	1,456	1,396	1,352	1,314
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	148	140	134	129	126
上記以外	1,355	1,316	1,262	1,223	1,188
確保の内容（定員）	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
特定教育・保育施設	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
過不足※	313（充足）	352（充足）	406（充足）	445（充足）	480（充足）

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,402	1,364	1,309	1,268	1,231
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	166	163	157	152	147
上記以外	1,236	1,201	1,152	1,116	1,084
確保の内容（定員）	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522
特定教育・保育施設	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522
過不足※	286（充足）	321（充足）	370（充足）	406（充足）	438（充足）

③ 3号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳未満で、共働きの家庭・ひとり親家庭	保育園・認定こども園 地域型保育事業

■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	2,640	2,721	2,805	2,892	2,981
0歳	207	213	220	227	234
1～2歳	2,433	2,508	2,585	2,665	2,747
確保の内容（定員）		3,169	3,195	3,221	3,247
0歳					
特定教育・保育	396	390	378	366	354
地域型保育事業	85	91	103	115	127
1～2歳					
特定教育・保育	2,386	2,419	2,419	2,419	2,419
地域型保育事業	256	269	295	321	347
過不足	483（充足）	448（充足）	390（充足）	329（充足）	266（充足）
0歳	274（充足）	268（充足）	261（充足）	254（充足）	247（充足）
1～2歳	209（充足）	180（充足）	129（充足）	75（充足）	19（充足）

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・ 保育園、認定こども園、地域型保育事業所での利用となります。
- ・ 人口減少の影響を受け、利用実績が減少傾向にある1号認定、2号認定に比べ、利用実績は近年増加傾向にあります。また、ニーズ調査に基づき、利用の見込みを算出したところ、現状の利用実績を超えるニーズがありました。
- ・ 市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。「0歳」と「1～2歳」において、充足に差がありますが相互に利用することを見込んでいます。
- ・ 教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）		590	611	636	663	691
0歳		41	43	44	45	47
1～2歳		549	568	592	618	644
確保の内容（定員）		692	705	718	731	744
0歳	特定教育・保育	81	75	69	63	57
	地域型保育事業	15	21	27	33	39
1～2歳	特定教育・保育	554	554	554	554	554
	地域型保育事業	42	55	68	81	94
過不足		102（充足）	94（充足）	82（充足）	68（充足）	53（充足）
0歳		55（充足）	53（充足）	52（充足）	51（充足）	49（充足）
1～2歳		47（充足）	41（充足）	30（充足）	17（充足）	4（充足）

■西区域

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）		707	718	734	750	766
0歳		60	62	64	66	68
1～2歳		647	656	670	684	698
確保の内容（定員）		842	842	842	842	842
0歳	特定教育・保育	130	130	130	130	130
	地域型保育事業	9	9	9	9	9
1～2歳	特定教育・保育	673	673	673	673	673
	地域型保育事業	30	30	30	30	30
過不足		135（充足）	124（充足）	108（充足）	92（充足）	76（充足）
0歳		79（充足）	77（充足）	75（充足）	73（充足）	71（充足）
1～2歳		56（充足）	47（充足）	33（充足）	19（充足）	5（充足）

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	593	632	659	686	713
0歳	45	46	48	50	51
1～2歳	548	586	611	636	662
確保の内容（定員）	700	733	746	759	772
0歳					
特定教育・保育	99	99	93	87	81
地域型保育事業	6	6	12	18	24
1～2歳					
特定教育・保育	582	615	615	615	615
地域型保育事業	13	13	26	39	52
過不足	107（充足）	101（充足）	87（充足）	73（充足）	59（充足）
0歳	60（充足）	59（充足）	57（充足）	55（充足）	54（充足）
1～2歳	47（充足）	42（充足）	30（充足）	18（充足）	5（充足）

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	750	760	776	793	811
0歳	61	62	64	66	68
1～2歳	689	698	712	727	743
確保の内容（定員）	889	889	889	889	889
0歳					
特定教育・保育	86	86	86	86	86
地域型保育事業	55	55	55	55	55
1～2歳					
特定教育・保育	577	577	577	577	577
地域型保育事業	171	171	171	171	171
過不足	139（充足）	129（充足）	113（充足）	96（充足）	78（充足）
0歳	80（充足）	79（充足）	77（充足）	75（充足）	73（充足）
1～2歳	59（充足）	50（充足）	36（充足）	21（充足）	5（充足）

(3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠・出産・育児期にわたり、面接、家庭訪問により、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	面接件数	2,870件	2,600件	2,541件	2,498件	2,464件	2,443件
確保内容	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	面接件数	-	2,600件	2,541件	2,498件	2,464件	2,443件

[量の見込みの説明] 実施か所数は、現行体制で確保を行うため、3か所として設定。妊娠届時の面接件数は、0歳児人数（推計）および実績等を勘案し設定

【方針】

- ・妊娠・出産・育児期にわたり、切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、平成29年度に開始した「母子健康包括支援センター事業」を3か所の保健センターで、引き続き実施します。
- ・妊娠届時に面接を行い、保健指導を行っており、今後も継続して実施します。

② 妊婦健診 [妊婦健康診査]

妊娠してから出産まで、定期的に医療機関や助産院に通院し、検査や保健指導を受けるもので、胎児や妊婦の問題の発見や早期対応により安全な出産を確保します。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	対象者数	2,749人	2,600人	2,541人	2,498人	2,464人	2,443人
	受診者数	2,749人	2,600人	2,541人	2,498人	2,464人	2,443人
	延べ受診回数	35,092件	36,400件	35,574件	34,972件	34,496件	34,202件
確保内容	受診者数	3,164人	2,600人	2,541人	2,498人	2,464人	2,443人
	延べ受診回数	37,300件	36,400件	35,574件	34,972件	34,496件	34,202件

[量の見込みの説明] 0歳児人数（推計）および実績等を勘案し設定

【方針】

- すべての対象者が健診を受けることができる体制を確保しています。
- 妊婦健康診査は妊婦の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、妊娠届出書の提出時に、「母子健康手帳（母子手帳）」とともに交付する、「母と子のしおり」に綴られている、健康診査受診票（妊婦健診 14 回と子宮頸がん検診1回の計 15 枚）により、医療機関及び助産所で健康診査を受けていただくものです。妊娠中の健康管理のためには、早期の届け出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。

③ こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業]

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員などが訪問し、安心して子育てできるよう、育児相談と保健サービスの紹介を行います。併せて養育環境の把握をして今後の支援につなげていきます。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	出生数	2,885人	2,603人	2,543人	2,500人	2,466人	2,445人
	訪問件数	2,708件	2,603件	2,543件	2,500件	2,466件	2,445件
確保内容	訪問件数	3,214件	2,603件	2,543件	2,500件	2,466件	2,445件

[量の見込みの説明] 0歳児人数(推計)を出生数とみなして設定

【方針】

- すべての対象児のいる家庭を訪問できる体制を確保しています。
- 市民課などへの出生届提出時に、「赤ちゃんが生まれました連絡票」の回収を行い、出産後の連絡先・新生児産婦訪問の希望の有無を確認しています。
- 連絡票の提出がない方は、出生届の情報から把握し、生後4か月までにすべての家庭へ訪問員・保健師・助産師(新生児産婦訪問を兼ねる)が家庭訪問等を行えるように努めています。
- 長期入院、里帰り出産等で家庭訪問が実施できない方へは、4か月児健康診査で面接し、養育環境の把握と保健サービスの紹介を行います。

④ 子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等の事業を実施するものです。本市では、子育て支援センターを順次設置し、また、子育てひろばを民間委託して事業を展開しています。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	70,992人	72,336人	70,289人	67,993人	66,301人	64,900人
確保内容	延べ利用可能数 (年間) ※	171,500人	186,000人	186,000人	186,000人	186,000人	186,000人
	実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	過不足	100,508人 (充足)	113,664人 (充足)	115,711人 (充足)	118,007人 (充足)	119,699人 (充足)	121,100人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定※移動子育て支援センターの数値を含む。

【方針】

- 市の子育て支援センター6か所、民間委託の子育てひろば2か所、また市内の公共施設に出向き臨時開設する移動子育て支援センター「こっこ」も設置しており、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ニーズ調査に基づき算出した数値では、子育て支援センター等の延べ利用数は減少傾向にありますが、乳幼児期の親子の交流や育児相談の拠点として重要な事業であるため、現在の水準を維持していきます。
- 多くの親子にいちのみや子育て支援サイト・アプリを活用し、行事予定を適時情報提供するなど、広報に努めます。

⑤ 一時預かり事業

ア 幼稚園型（在園児）【幼稚園における一時預かり（預かり保育）】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、通常の教育時間後や長期休業中などに、幼稚園又は認定こども園において一時的に預かる事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	80,692人	84,925人	82,201人	79,565人	77,013人	74,543人
	1号認定	-	12,560人	12,157人	11,767人	11,390人	11,024人
	2号認定	-	72,365人	70,044人	67,798人	65,623人	63,519人
確保内容	延べ利用数	98,000人	98,000人	98,000人	98,000人	98,000人	98,000人
	過不足	17,308人 (充足)	13,075人 (充足)	15,799人 (充足)	18,435人 (充足)	20,987人 (充足)	23,457人 (充足)

【量の見込みの説明】 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

イ 幼稚園型以外（在園児除く）【保育園・中央子育て支援センターでの一時預かり】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。本市では、保育園の「一時保育事業」、中央子育て支援センターの「子ども一時預かり事業」などがあります。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	20,236人	23,960人	23,281人	22,608人	22,106人	21,707人
	一時保育事業	49,810人	49,810人	49,810人	49,810人	49,810人	49,810人
確保内容	子ども一時預かり事業	1,280人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
	子育て援助活動支援事業	4,800人	3,800人	3,750人	3,700人	3,650人	3,600人
	計	55,890人	57,610人	57,560人	57,510人	57,460人	57,410人
	過不足	35,654人 (充足)	33,650人 (充足)	34,279人 (充足)	34,902人 (充足)	35,354人 (充足)	35,703人 (充足)

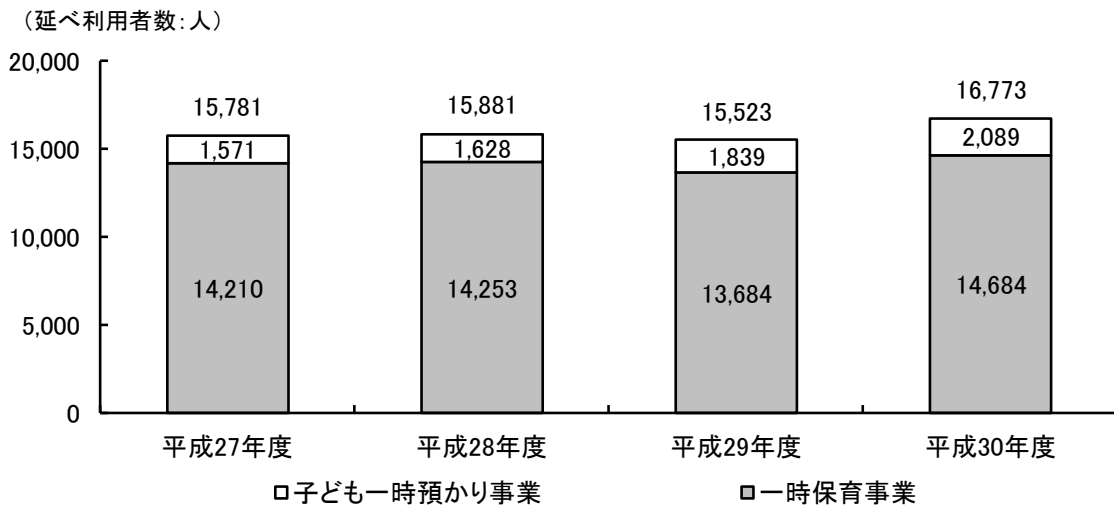
【量の見込みの説明】 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

■一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型以外）の利用状況

- ・「ア 幼稚園型（在園児）」、「イ 幼稚園型以外（在園児除く）」ともに、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・引き続き利便性の向上を図り、また、保護者の社会参加促進や育児による心身の疲労回復に資する事業として展開していきます。

■一時預かり事業（一時保育事業・子ども一時預かり事業）の利用状況



資料：子育て支援課・保育課

⑥ ファミリー・サポート・センター事業 [子育て援助活動支援事業]

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。本市では「いちのみやファミリー・サポート・センター」を設置しています。

■量の見込みに対する確保の内容

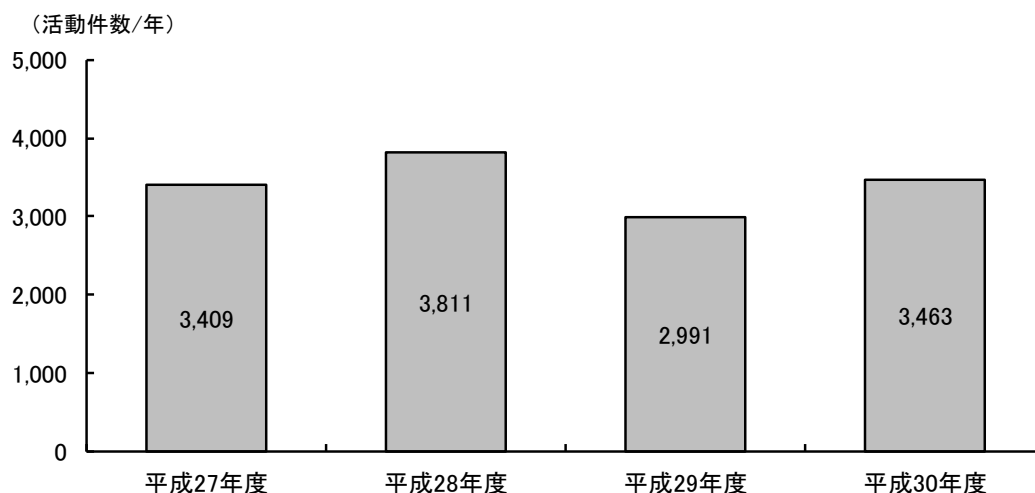
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	活動件数 (年間)	3,463件	3,621件	3,531件	3,456件	3,372件	3,293件
	うち小学生	1,781件	1,829件	1,784件	1,746件	1,703件	1,663件
確保内容	活動可能件数 (年間)	4,800件	3,800件	3,750件	3,700件	3,650件	3,600件
	援助会員数	120人	60人	58人	56人	54人	52人
	依頼会員数	600人	500人	490人	480人	470人	460人
	両方会員数	75人	55人	54人	53人	52人	51人
	過不足	1,337件 (充足)	179件 (充足)	219件 (充足)	244件 (充足)	278件 (充足)	307件 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の活動件数や会員数は、減少傾向にあります。しかし、多様な預かり等の要望に対応できる事業であり、利用ニーズの適正な把握に努め、サービス提供体制の確保を行います。
- ・急な依頼にも対応できるようにするために不可欠な援助会員数の確保に努めます。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況



資料：子育て支援課

⑦ 病児・病後児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児または一定の小学生で、疾病にかかっている者について、保育所、診療所その他施設において保育を行う事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

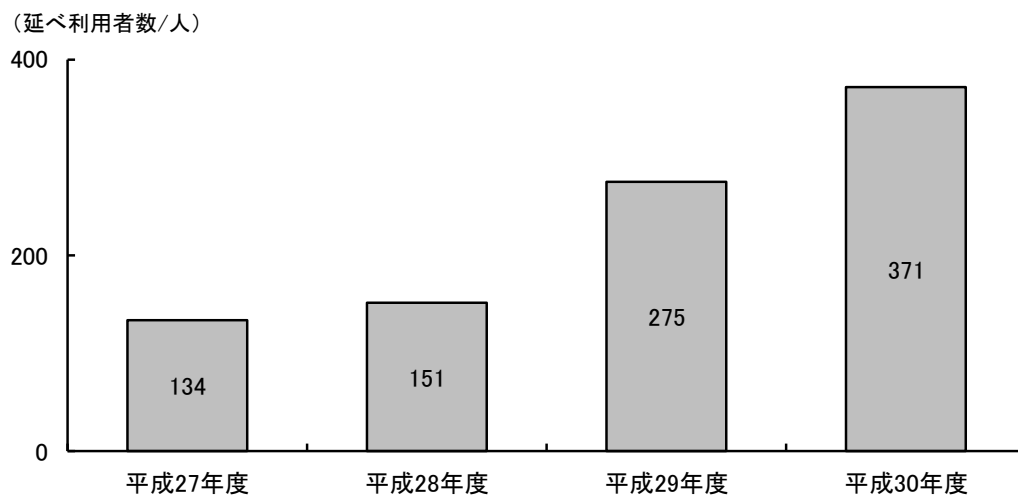
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用者数 (年間)	371人	385人	397人	409人	422人	435人
	延べ利用可能数 (年間)	2,205人	2,205人	2,940人	2,940人	2,940人	2,940人
確保内容	実施か所数	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	過不足	1,834人 (充足)	1,820人 (充足)	2,543人 (充足)	2,531人 (充足)	2,518人 (充足)	2,505人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・地域のバランスを考慮し、東地区に1か所の設置を検討します。
- ・病児保育の充実については、医療機関の協力が必要であり、設置の要請を継続します。

■病後児保育事業の利用状況



資料：保育課

⑧ ショートステイ事業 [子育て短期支援事業]

保護者の疾病や仕事等により、夜間、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行う事業です。本市では、児童養護施設や乳児院において預かりを委託します。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用者数 (年間)	49人	71人	73人	75人	77人	79人
確保内容	延べ利用可能数 (年間)	100人	100人	100人	100人	100人	100人
	実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	過不足	51人 (充足)	29人 (充足)	27人 (充足)	25人 (充足)	23人 (充足)	21人 (充足)

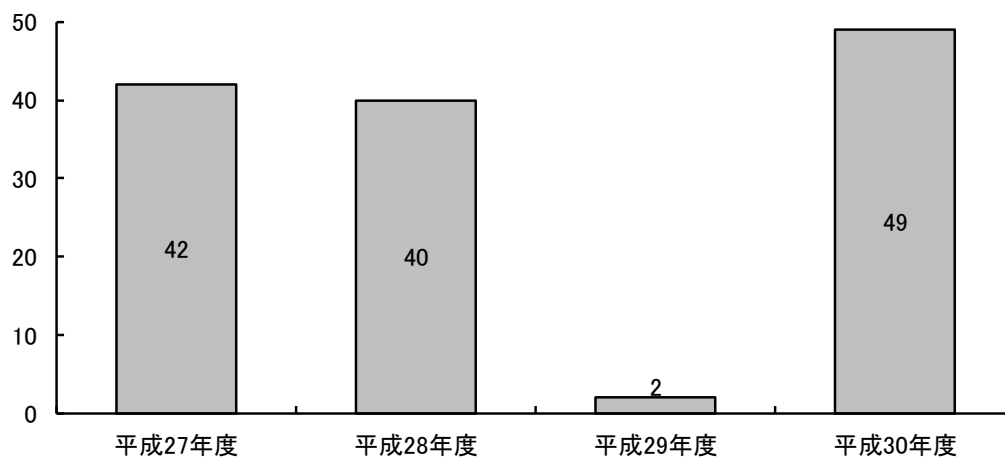
[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・ 宿泊を伴う預かりの委託先として児童養護施設3施設、乳児院2施設があり、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ 利用状況を見ると、年度により大きく変動があります。常時利用される事業ではなく、緊急のときなどに一時的に利用されるサービスであるといえます。
- ・ ニーズ調査結果では、緊急時などに子どもをみてる親族、友人、知人が無いと回答した方が、未就学児で11.7%、小学生で10.7%ありました。子育てをしていくなかで、さまざまな事態が生じたときに対応できるサービスとして現在の水準を維持していきます。

■ショートステイ事業の利用状況

(延べ利用者数/人)



資料：子育て支援課

⑨ 放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	利用希望児童	4,349人	4,668人	4,565人	4,486人	4,375人	4,294人
	低学年	3,796人	3,845人	3,763人	3,703人	3,616人	3,536人
	高学年	553人	823人	802人	783人	759人	758人
確保内容	定員	4,595人	4,699人	4,817人	4,935人	4,964人	5,052人
	施設数	56か所	58か所	59か所	60か所	60か所	62か所
	過不足	-	△266人 (不足)	△188人 (不足)	△80人 (不足)	△58人 (不足)	0

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※確保内容欄の「定員」が見込み量欄の「利用希望児童数」を上回っていても、小学校区ごとに判定すると不足が生じます。確保内容欄の「過不足」は各小学校区における待機児童数の合計です。

【方針】

- ・放課後児童健全育成事業に対するニーズは、年々高まってきており、待機児童が生じています。この事業は、放課後に子ども自身が放課後児童クラブまで行き、そこで支援を受けるものであることから、小学校区ごとに需給状況を把握し、利用定員数を確保していく必要があります。
- ・「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭（合わせて小学生の子育て家庭の29.9%）を基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。
- ・待機児童対策と同時に、安全な施設の確保を進めていきます。
- ・この事業と「放課後の子どもの居場所づくり」という点では目的を同じくする「放課後子ども教室」と連携し、相互の役割分担と協力のもとに事業を進めていきます。

⑩ 延長保育事業 [時間外保育事業]

保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育標準時間・保育短時間の最長保育時間を超えて保育園を利用する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	18時以降の利用希望数	1,718人	1,810人	1,866人	1,924人	1,983人	2,044人
確保内容	利用可能数	2,860人	2,925人	2,925人	2,925人	2,925人	2,925人
	実施園数	市立	31か所	31か所	31か所	31か所	31か所
		私立	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	過不足	1,142人 (充足)	1,115人 (充足)	1,059人 (充足)	1,001人 (充足)	942人 (充足)	881人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・共働きの増加、働き方の多様化により、ニーズが高まる可能性があるため、現在の水準を維持していきます。

⑪ 育児支援家庭訪問事業〔養育支援訪問事業〕

育児支援家庭訪問事業〔養育支援訪問事業〕は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	訪問支援 必要家庭	34件	44件	48件	53件	58件	64件
確保内容	訪問支援 可能件数	50件	44件	48件	53件	58件	64件
	過不足	16件 (充足)	0	0	0	0	0

【方針】

- ・訪問支援のうち、育児・家事援助は、委託によりホームヘルパーを派遣しており、専門的援助は保健師等が実施するもので、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・一宮市要保護児童対策地域協議会による、要保護児童・要支援児童の見守りを行うなかで、個々のケースについて訪問支援の必要性を検討していきます。要保護児童・要支援児童の支援を行ううえで有効な方策であり、今後も現在の水準を維持していきます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用、行事への参加に要する費用、給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

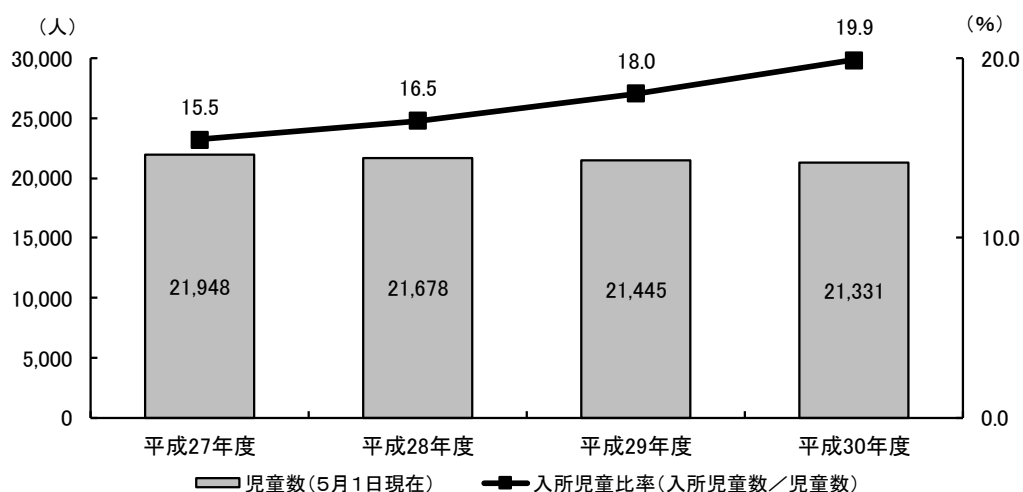
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	給付件数	22件	6,382件	6,199件	5,944件	5,762件	5,600件
確保内容	給付件数	22件	6,382件	6,199件	5,944件	5,762件	5,600件
	過不足	-	0	0	0	0	0

[量の見込みの説明] 令和元年10月実施の幼児教育・保育無償化に伴い給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）の助成を開始したため、令和2年度以降分の見込み量が大幅に増加しました。

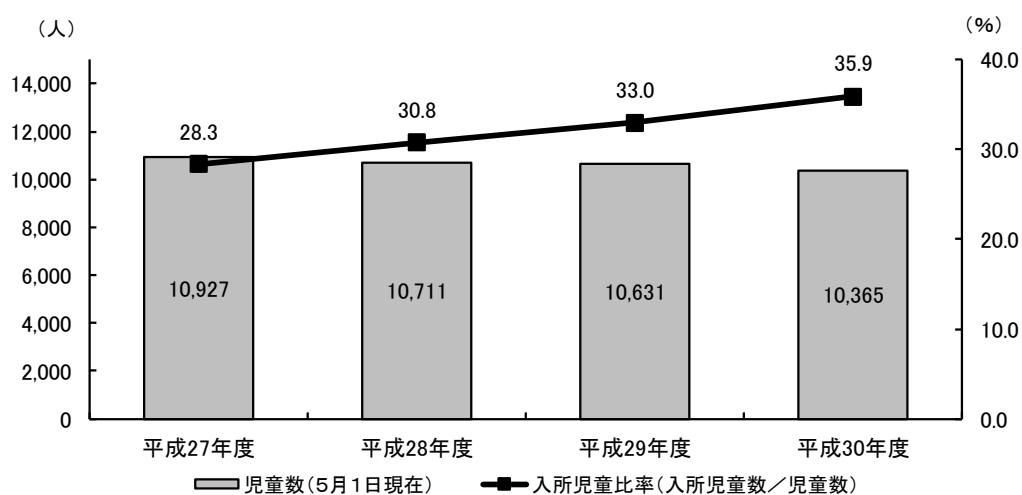
【方針】

- ・子どもの円滑な施設利用と健やかな成長を支援するため、生活保護世帯等に属する子どもの保育園や幼稚園等で使用する日用品や文房具の購入費用、行事の参加に要する費用を助成します。また、新制度未移行の幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯の子どもや多子世帯における3番目以降の子どもにかかる副食材料費を補助します。

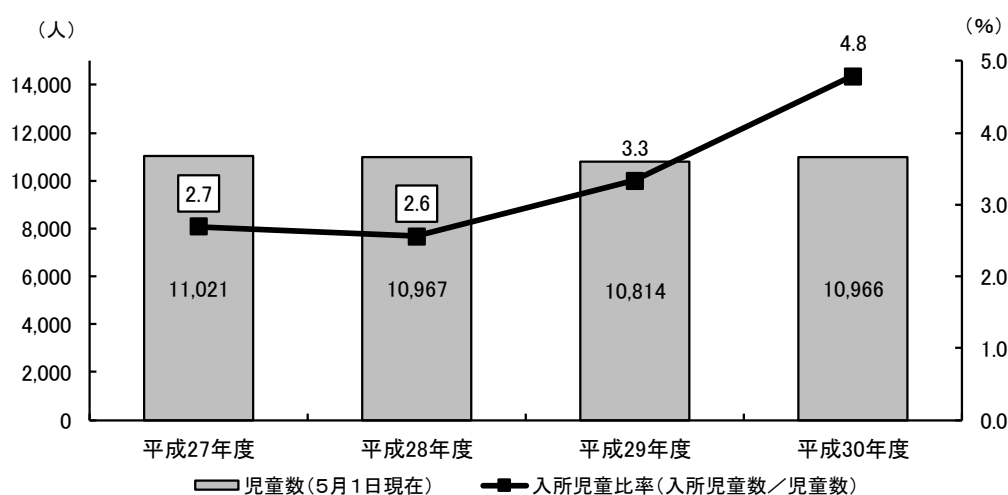
■小学1～6年生の児童数に対する入所児童比率の推移



■小学1～3年生の児童数に対する入所児童比率の推移



■小学4～6年生の児童数に対する入所児童比率の推移



※施設数・登録者数ともに障害児児童クラブ（2施設）を除く
 ※小学4年生の受け入れは平成27年度から、小学5・6年生の受け入れは平成31年度から開始

資料：子育て支援課

第 6 章 計画の推進

1 計画の推進体制

- ・ 庁内組織として「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」を設置し、関係課の連携により事業を推進します。
- ・ 保育園・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域と連携し、「一宮市子ども・子育て会議」の意見を聞きながら取り組みを広げていきます。
- ・ 社会情勢の急速な変化に対応し、新たな課題についても迅速に対応します。

2 計画の進捗管理

- ・ 「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」は、計画期間の各年度において、本計画の達成状況を取りまとめ、点検、評価を実施します。
- ・ 本計画の達成状況及び点検、評価の結果は、「一宮市子ども・子育て会議」に報告し、意見を求めます。
- ・ 点検、評価の結果は、市ウェブサイト等で公表します。
- ・ 本計画に定める量の見込みが大きく変動する場合や、改定が必要な場合には、「一宮市子ども・子育て会議」の意見を聞いたうえで、中間年の令和4年度に計画の一部見直しを行います。

■一宮市子ども・子育て支援事業計画推進体制

